

第2期朝来市地域福祉計画



平成 24 年 3 月

朝 来 市

目 次

《第1章》 はじめに	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の性格	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の期間及び見直しについて	2
3. 計画の策定体制と進行管理	3
(1) 朝来市地域福祉計画策定委員会	3
(2) 地域福祉に係る市民ニーズ等の把握	3
(3) 行政機関内部の体制	4
(4) 計画の進行管理	4
4. 社会情勢の動向	5
5. 上位・関連計画の概要	7
(1) 笑顔いきいき朝来プラン（第1次朝来市総合計画後期基本計画）	7
(2) 朝来市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画	8
(3) 朝来市障害者計画・障害福祉計画	9
(4) 朝来市こども育成プラン	10
《第2章》 朝来市の現状と課題	11
1. 朝来市の地域福祉を取り巻く状況	11
(1) 人口・世帯の状況	11
(2) 子ども・家庭の状況	14
(3) 高齢者の状況	15
(4) 障害のある人の状況	17
(5) 地域福祉を支える組織等の状況	19
2. 市民の地域福祉ニーズ	26
(1) 地域福祉に関する既存アンケート調査結果	26
(2) 「第2期朝来市地域福祉計画」策定に係る関係団体等意向調査結果からみる課題	32
3. 第1期朝来市地域福祉計画の検証	37
4. 朝来市の地域福祉の推進課題	49

《第3章》 計画の基本方向 51

- 1. 基本理念 51
- 2. 基本目標と施策の方向 53
- 3. 施策の体系 54

《第4章》 地域福祉の展開 55

- 1 地域福祉への理解と参加 55
 - (1) 啓発・広報活動の推進 55
 - (2) 福祉学習の推進 57
 - (3) 地域福祉を担う人材の発掘と育成 58
- 2 サービスの利用と活動の展開 60
 - (1) 情報を届ける仕組みの充実 60
 - (2) 相談体制の充実 62
 - (3) 福祉サービス等の基盤整備と質の向上 64
 - (4) 福祉サービス利用者の権利擁護 67
 - (5) ケアマネジメントの充実 69
- 3 地域での支えあい活動 71
 - (1) 要支援者の把握と支援体制の整備 71
 - (2) ボランティア活動の推進 73
 - (3) 各種団体等の活動支援 74
 - (4) 交流活動の推進 76
 - (5) 制度のはざまにいる人への支援 77
- 4 地域福祉社会形成の基盤強化 79
 - (1) 福祉課題を話し合う場づくり 79
 - (2) 公共施設の有効利用・充実 80
 - (3) 地域医療体制の充実 81
 - (4) 保健・医療・介護・福祉の連携強化 83
 - (5) (仮称) 地域福祉推進協議会との連携強化・支援 84
- 5 安心して暮らせる地域づくり 86
 - (1) 外出・移動支援の充実 86
 - (2) 災害時や緊急時の支援体制の充実 88
 - (3) 防犯活動の推進 90

《第5章》 計画の推進体制 92

- 1. 各種団体・行政の地域福祉への積極的な参加 92
- 2. 地域福祉の推進・調整役 93
 - (1) 社会福祉協議会 93
 - (2) 行政機関 94

《資 料》 95

- 1. 計画策定委員会 95
- 2. 策定経過 97
- 3. 用語解説 99

《第1章》 はじめに

1. 計画策定の背景と目的

朝来市では、平成19年2月に「安心していきいきと暮らすことができるまち」の実現を目指した「朝来市地域福祉計画」を策定し、様々な施策を推進してきました。

しかしながら、計画策定以降、少子高齢化や核家族化は一層進展し、一人暮らし高齢者の増加や孤独死、児童虐待の問題、中山間地等における限界集落の増加など、我が国の社会環境は大きく変わってきています。

また、この度の東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は想像をはるかに超える甚大な被害となり、地震の恐ろしさとともに、改めて安全で安心して暮らせる地域づくりの重要性を認識させられました。

こうした中で、平成19年2月策定の「朝来市地域福祉計画」は、今年度で計画期間が終了し、新たな計画策定が必要となっています。

このため、これまでの社会情勢や地域福祉を取り巻く環境の変化に対応するとともに、他の福祉関連計画との整合や前計画における取組の成果並びに残された課題を整理し、今後5年間の朝来市の地域福祉の方向性を示すものとして改定を行うこととしました。

この計画によって、今後も行政と地域がさらに一体となって地域福祉を一層推進し、地域全体での支え合いや助け合いにより、みんなが安全で安心して暮らすことができるまちを目指していきます。

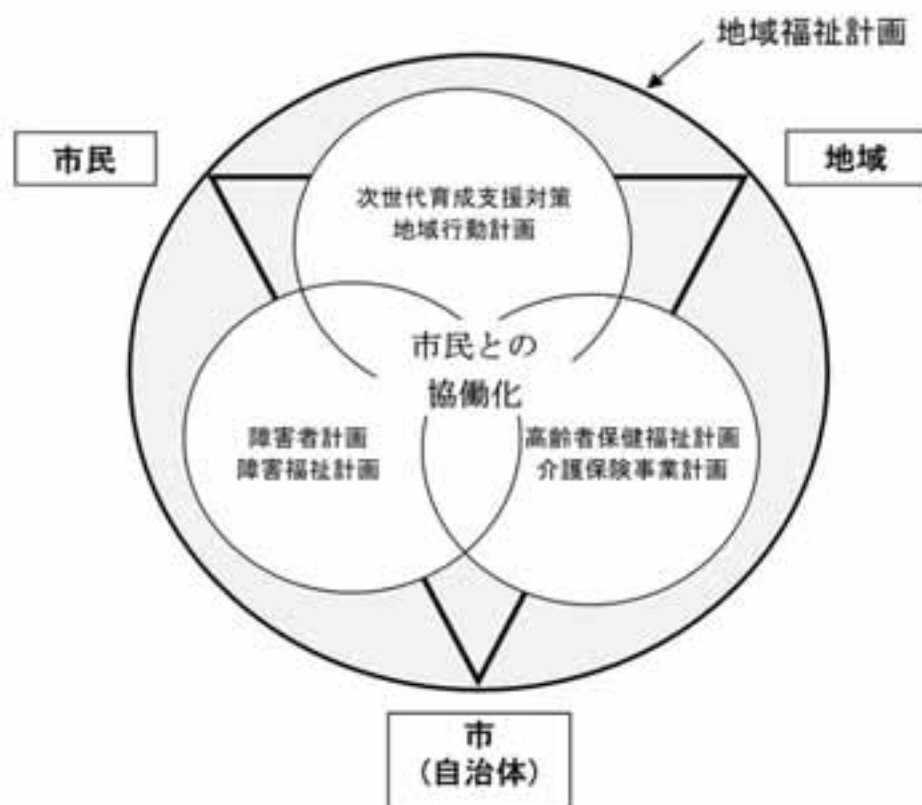
2. 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」で、上位計画となる「第1次朝来市総合計画後期基本計画」に盛り込まれた保健福祉関連施策について、地域福祉の視点から具体化を図るための指針となります。

また、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉（次世代育成）等の各分野計画との整合・連携を図り、地域住民との参加や協働という視点で策定するものです。

なお、地域福祉を推進する具体的な取組については、朝来市社会福祉協議会が策定している「地域福祉推進計画」との整合を図り、連携しながら進めていくものとします。



(2) 計画の期間及び見直しについて

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とし、社会情勢の変化等への対応や他の保健福祉関連計画との調整を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の策定体制と進行管理

(1) 朝来市地域福祉計画策定委員会

計画の策定に当たっては、学識経験者、福祉団体を代表する者、社会福祉施設を代表する者、行政機関及び公共的団体を代表する者、住民の代表者等で構成される「朝来市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容等の協議を行いました。

(2) 地域福祉に係る市民ニーズ等の把握

① これまでに市が実施したアンケート調査結果の活用

地域福祉の推進に必要な施策や活動を検討する際の基礎となる市民の福祉ニーズや意向の把握については、「笑顔いきいき朝来プラン」（第1次朝来市総合計画後期基本計画）や「健康あさご 21」（朝来市健康増進計画（後期）・食育推進計画）の策定のために実施したアンケート調査結果、地域医療体制を検討する上で実施したアンケート調査の結果を活用しました。

■既存アンケート調査の概要

調査名	対象計画	調査時期	調査対象者
平成22年度 朝来市市民意向調査	「笑顔いきいき朝来プラン」 （第1次朝来市総合計画 後期基本計画）	平成22年 7月～8月	18歳以上市民 （3,000人無作為抽出）
朝来市 健康づくりのための アンケート調査	「健康あさご 21」（朝来市 健康増進計画（後期）・食育 推進計画）	平成22年 1月	・就学前児童の保護者 （1,000人無作為抽出） ・15～64歳まで若年者 （3,000人無作為抽出）
平成22年度 地域医療に関する アンケート調査	—	平成22年 11月	20代～80代の市民

② 関係団体等意向調査の実施

地域福祉の実践において重要な役割を担う市内の各関係団体を対象とした意向調査を実施し、現状における課題の把握や施策の方向性を検討する基礎資料としました。

■関係団体等意向調査の概要

調査名	第2期朝来市地域福祉計画策定に係る関係団体等意向調査
調査対象	朝来市連合区長会、各地域自治協議会、朝来市社会福祉協議会、朝来市民生委員児童委員連合会（各地区民生委員児童委員協議会）、朝来市老人クラブ連合会、朝来市身体障害者福祉協会、朝来市婦人共励会、朝来市健康福祉大学、朝来市シルバー人材センター、神戸市型福祉事業団、兵庫県社会福祉事業団、ひまわり、きらくえん、南但愛育会、朝来市手をつなぐ育成会、NPO・ボランティアグループ
調査方法	郵送により調査票を配布・回収
調査時期	平成23年8月
調査内容	・団体の活動状況について　・地域福祉の推進について ・地域福祉の課題やその解決策等について

（３）行政機関内部の体制

市は市民に最も身近な自治体として、地域福祉に関する施策を総合的に推進するよう、様々な施策や事業を体系的に検討・調整することが求められます。

そこで、本計画の策定に当たっては、計画策定の事務局である健康福祉部社会福祉課を中心に、市の関連する各部課等と施策や事業について調整を行いました。

（４）計画の進行管理

① 進捗状況の把握と公表

本計画を確実に実施するため、関係各課からなる庁内組織で計画内容の進捗状況の点検・評価を行うとともに、結果の公表に努めます。

② 住民参画による進行管理

本計画を市民と行政の協働のものとして推進するため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の福祉関連計画の進行管理との連携を図りながら、住民参画による進行管理体制を整備します。

4. 社会情勢の動向

近年、我が国の社会情勢は大きく変化してきており、地域福祉のあり方に影響する以下のような様々な状況が生じています。

◆ 人口減少、少子高齢化の進展

我が国は、第2次世界大戦後の高度経済成長の中で、医学の進歩等により平均寿命が80歳前後まで上昇しました。

一方で多産多死から少産少子に変化し、平成に入ってから本格的な少子社会へ移行するとともに、人口減少社会が始まりました。今後、いわゆる団塊の世代の高齢化が進み、超高齢社会が目前に迫っています。

◆ 核家族の増加、一人暮らし高齢者等の増加

我が国では、昭和20～30年代は3世代世帯も多く、1世帯当たりの子どもの数が3人以上というのも珍しくありませんでしたが、高校や大学を卒業後、大都市で就職し、結婚するケースが多くなった結果、核家族化が進みました。

また、近年は平均初婚年齢が上昇し、晩婚化が進行している等の要因から、今後更なる単身世帯の増加が予測されます。特に、一人暮らし高齢者の増加が予測されており、介護や支援を必要とする人々が増加傾向にあり、今後もこうした傾向は続くものと思われます。

◆ 地域コミュニティの希薄化

就業者のサラリーマン化や人々の価値観の多様化により、地域への帰属意識や愛着心が薄れてきています。

また、一人暮らし高齢者や単身世帯の増加による家族のあり方の変容は、地域におけるつながりの希薄化の一つの大きな要因となっています。

これらにより、地域における相互の助け合いが弱まり、「無縁社会」と呼ばれる状況が広がっています。

◆ 自殺者の増加、児童虐待等の問題

平成22年の我が国の自殺者数は、31,690人^{*}と平成11年以降連続して、年間自殺者数が30,000人を超えています。内閣府経済社会総合研究所による「自殺の経済社会的要因に関する調査研究報告」によると、自殺の原因動機は、近年は「健康問題」の割合が低下し、「経済・生活問題」が急増しており、職種別には、管理的職業従事者、専門的・技術的職業従事者で増加率が高いという調査結果が公表されています。

こうした自殺の増加や虐待、引きこもり、ドメスティクバイオレンスなどが、社会問題化しています。

出典：警察庁「平成22年中における自殺の概要資料」

◆ 福祉制度の改革

急速な少子高齢化の進展により、総人口の伸びは鈍化し、超高齢社会が到来する一方で、経済のグローバル化等に対応すべく、規制改革等の構造改革が進められてきました。

こうした状況の中で、社会福祉や保健の各分野では、地域での支え合いを重視する改革が進められています。特に高齢者や障害のある人をはじめ、地域で暮らす一人ひとりの生活を支援できる体制の整備が進められています。

◆ 公的福祉サービスの限界

高度経済成長を背景に社会保険の給付が拡充され、高度経済成長終焉後も人口構造、産業構造の変化等に対応しながら、国民皆保険・皆年金を維持していくため、様々な改革が行われてきました。

しかし、経済状況がマイナス成長の時代に移行したことに加え、産業構造の変化による農業、自営業等の減少や急速に進展する高齢化等により、公的な福祉サービスを含めた社会保障関係費は、今後、毎年1兆円を超える自然増が見込まれています。^{*}

こうした中で、地域住民の複雑多様化した生活課題に対応するためには、公的福祉サービスだけでは限界があります。

※出典：平成23年版厚生労働白書

◆ 大規模災害への対応

平成23年（2011年）の東北地方太平洋沖地震では、死亡者15,555名、行方不明者5,344名、負傷者5,688名の人的被害と、全壊107,796戸、半壊117,383戸の建築物被害、そして99,236名の方々が避難を余儀なくされています。^①

被災者の中には、要介護高齢者や障害者といった災害時要援護者も多く、社会福祉施設や従事者自体も被災していることから、要援護者の受け入れ先や介護職員等の確保が必要となるため、全国の福祉・介護施設や関係団体等から延べ1,472人が派遣され、その対応に当たっています。^②

こうした現実を目の当たりにし、地震や風水害等の災害時における災害時要援護者への対応が大きな課題となっています。

特に避難・誘導等においては、地域住民による支え合いや助け合いが不可欠であり、地域福祉の充実によるその仕組みづくりが強く求められています。

※数値は平成23年版厚生労働白書より：震災関連の数字は平成23年7月12日時点における値

5. 上位・関連計画の概要

(1) 笑顔いきいき朝来プラン（第1次朝来市総合計画後期基本計画）

計画期間		平成24年度～平成28年度
基本構想	基本理念	「市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくる」 （自考・自行、共助・共創のまちづくり）
	将来像	人と緑 心ふれあう 交流のまち 朝来市
	基本目標	〔領域別の基本目標〕 （1）人にやさしく自然にやさしい安心できるまちづくり （2）住む人・来る人 心ときめくまちづくり （3）健康で生きがいを実感できるまちづくり （4）心豊かな教育・子育て・共育のまちづくり （5）みんなが主役 住み続けたいまちづくり
	重視する視点2	〔安心生活〕 災害や犯罪、交通事故、病気などから市民を守り、暮らしの安全を確保するとともに、市民相互の支えあいを基盤とする高齢者・障害者などへの地域生活支援や、安心して子どもを生み、育て、伸ばしていく子育て支援を推進し、本市への定住を促していきます。
基本計画	第3章 健康で生きがいを実感できるまちづくり	（1）ボランティアの育成及び活動支援 社会福祉協議会や関係機関と連携し、市民ボランティアが活動しやすい環境づくりに努めます。ボランティア活動への支援を充実し活動の活性化を行うとともに、ボランティアに参加する人材の確保、育成を図ります。特に多様な活動に対応できる個人ボランティアの増加を図るため、市広報紙などにより広く呼びかけます。 （2）福祉活動団体への支援 日常生活の支えとなる福祉活動団体を支援し、組織・機能の充実と自主性を高めることで活動の活性化を図ります。 （3）民生委員・児童委員活動の充実強化 地域福祉の中心的役割を担う民生委員・児童委員が、その地域における福祉ニーズを的確に把握し、適切な相談助言活動を行うことができるように、民生委員・児童委員協議会やその専門部会を通じて情報交換や研修を行うなど、知識習得の場の提供に努めます。 （4）市民参加による地域福祉の推進 地域自治協議会、NPOなど多様な活動主体と連携し、市民と行政が一体となった地域福祉活動を推進します。
	第2節 市民が相互に支え合う福祉のまちづくりを進める 施策目標1 地域福祉活動の推進	

（２）朝来市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画

計画期間	平成24年度～平成26年度
基本理念	高齢者が生きがいを持って、安心・安全に 自分らしく生活できるまちづくり
地域福祉に関わる記述	1. 地域福祉の推進 （１）福祉意識の醸成 ・市の広報、ホームページの活用による福祉意識の高揚に向けた啓発 ・市社会福祉協議会、市教育委員会をはじめとする幅広い関係機関の連携による、学習会や講演会など、実践的な活動の推進 （２）市社会福祉協議会による地域福祉活動の推進 ・関係団体等のネットワークづくり ・地域福祉の推進に向けた地域福祉活動計画の策定と実践 （３）関係団体・組織等のネットワークづくり ・民生委員・児童委員等への情報提供、研修、情報交換等の充実による活動の支援 ・市社会福祉協議会、市教育委員会をはじめとする各関係機関に関連のある団体・組織のネットワークづくりに向けた協議の実施 2. ボランティア活動の推進 （１）ボランティアの育成 ・福祉教育・ボランティア学習推進員の育成 ・ボランティアスクールの開催 ・市内特別養護老人ホーム4施設間でのボランティア組織の連携や合同研修の開催 ・地域福祉の推進の観点から、実践するグループや組織化に対する支援 （２）企業等の社会貢献活動の促進 ・市社会福祉協議会における企業ボランティアの育成を目指したセミナー等の開催 ・就業者におけるボランティア休暇の取得促進に向けた広報・啓発活動の実施

（３）朝来市障害者計画・障害福祉計画

計画期間	障害者計画：平成19年度～平成23年度（延伸 平成25年度） 障害福祉計画：平成24年度～26年度
基本理念	ノーマライゼーション・リハビリテーション
地域福祉に関わる記述	（１）住民主体の福祉活動の推進 ・福祉意識の醸成 ・市社会福祉協議会における地域福祉活動の推進 ・地域福祉を推進する基盤となる関係団体・組織等のネットワークづくり （２）ボランティア意識の醸成とボランティアの育成 ・ボランティア活動に対する市民の意識の醸成と参加の促進 ・ボランティアの育成 ・ボランティア活動への支援強化 ・企業等の社会貢献活動の促進

（４）朝来市こども育成プラン

（次世代育成支援地域行動計画・後期計画）

計画期間	平成22年度～26年度
基本理念	教育・郷育・共育による 心豊かな「朝来っ子」づくり ～ 子どもの笑顔があふれ 心ふれあう安心子育てのまち ～
地域福祉に関わる記述	○地域における青少年の健やかな育成 ・子どもの居場所づくりの推進 ・地域における多様な体験・交流活動の充実 ・青少年育成活動の推進 ・街頭巡回指導、環境浄化活動の実施 ○地域における子育て気運の醸成 ・子育て支援に向けた意識啓発 ・地域における子育て支援活動の推進 ・子育て支援ボランティアの育成・支援 ○家庭や地域の子育て力の向上 ・子育て支援拠点づくり ・地域活動を通じた家庭教育の充実 ○きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援 ・児童虐待防止など要保護児童対策の推進 ・児童虐待に関する情報提供、相談体制の充実 ・ひとり親家庭に対する相談体制、子育てや生活に関する支援の充実 ○子育てしやすい生活環境の整備 ・ゆとりと潤いのある住環境の整備 ・福祉のまちづくりの推進 ・バリアフリー関連情報の提供 ○子どもを取り巻く安全の確保 ・交通安全対策の推進 ・子どもを見守る活動の推進

《第2章》 朝来市の現状と課題

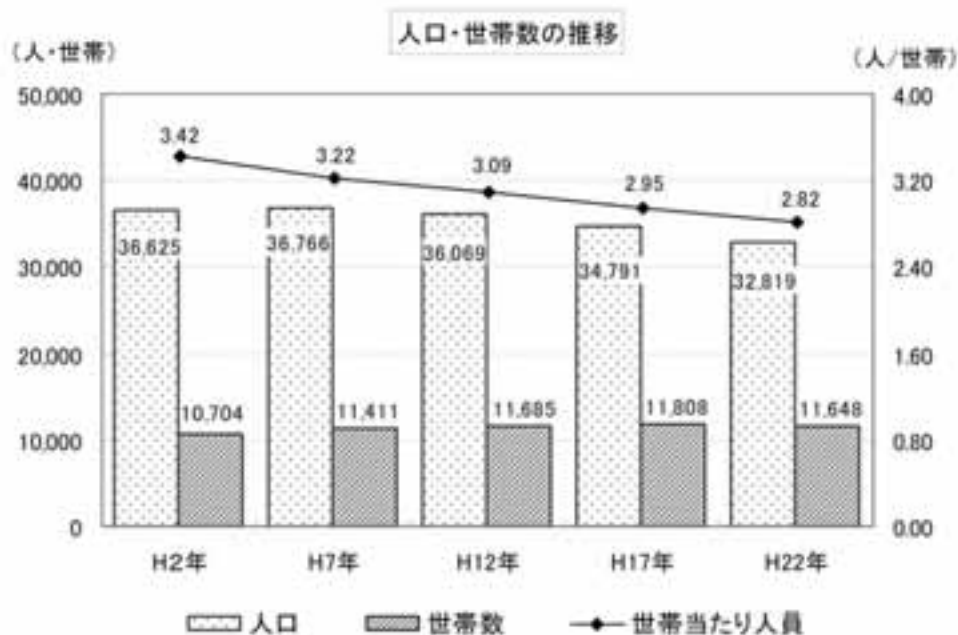
1. 朝来市の地域福祉を取り巻く状況

（1）人口・世帯の状況

① 人口・世帯数の推移

朝来市の平成22年国勢調査人口は32,819人、世帯数は11,648世帯で、人口は減少傾向にあり、世帯数は平成17年までは増加傾向にありましたが、平成22年は減少に転じています。

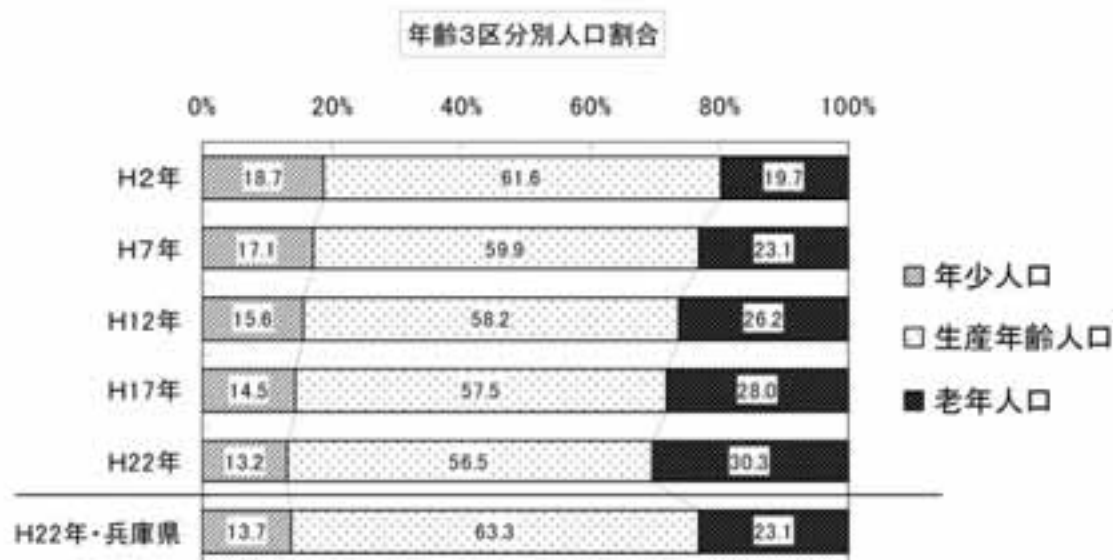
また、1世帯当たり人員は2.82人で、年々減少しており、核家族化が進行していることがうかがえます。



資料：国勢調査

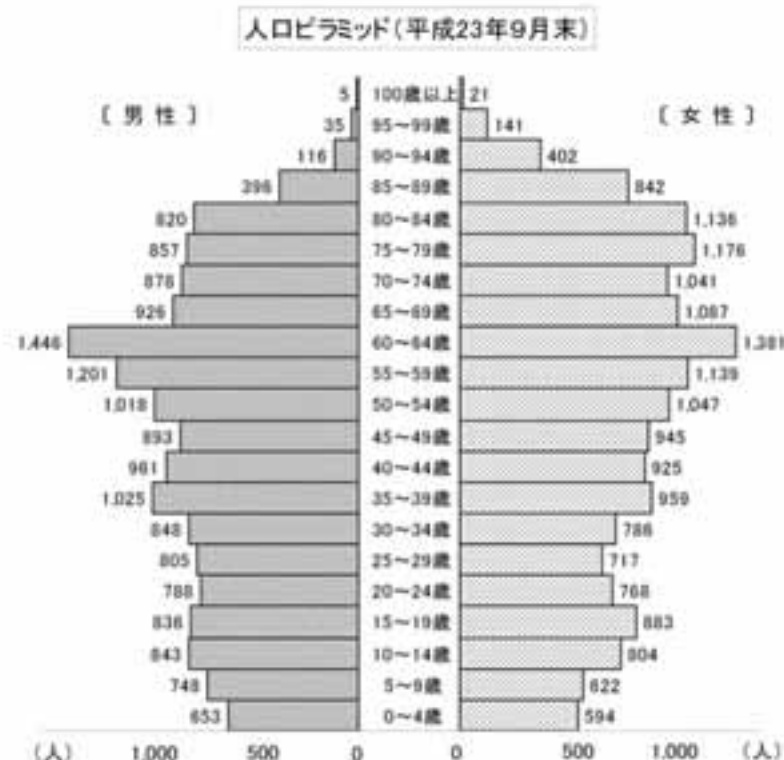
② 年齢別人口

本市の年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口割合（15歳以下）及び生産年齢人口割合（15～64歳）の減少と老年人口割合（65歳以上）の増加が進行しており、平成22年の県平均と比較しても、少子高齢化が顕著となっています。



資料：国勢調査

また、平成23年9月末の年齢5歳階級別人口ピラミッドをみると、男女とも60～64歳が最も多く、子どもや若者の人口が少ないことがうかがえます。

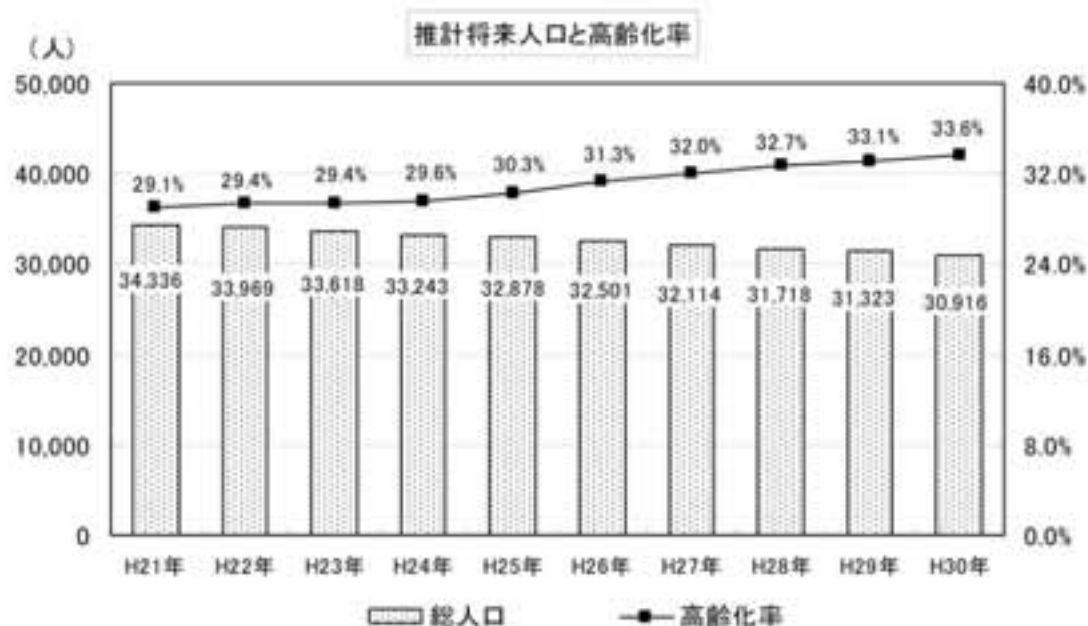


資料：住民基本台帳

③ 将来人口の推移

平成23年3月現在において、本市の将来人口を推計すると、緩やかな減少傾向で推移し、平成30年には30,900人程度になることが予測されています。

また、高齢化率は緩やかに上昇し、平成30年には33.6%になることが予測されています。

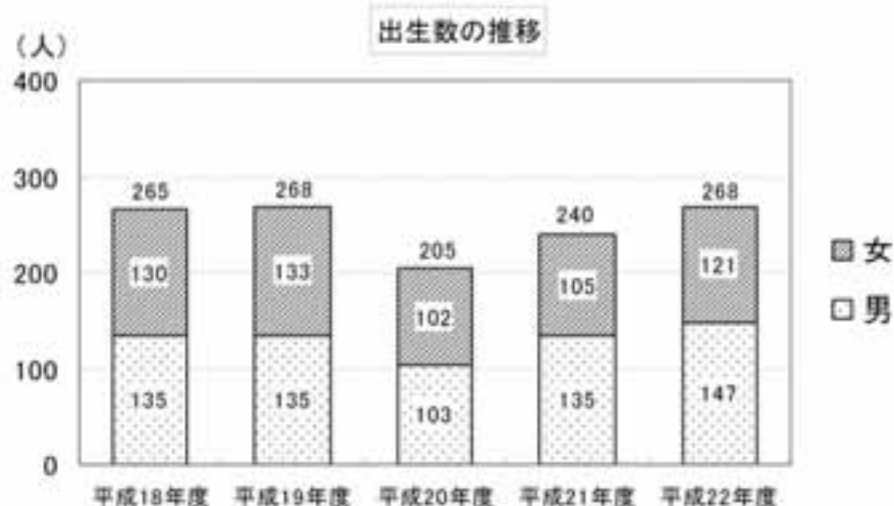


資料：朝来市総合政策課

(2) 子ども・家庭の状況

① 出生数

本市の近年における出生数をみると、平成20年度に前年度を約60人下回る大幅な減少となりましたが、翌21年度には増加に転じ、22年度もさらに増加し268人となり、出生数は回復傾向にあります。



資料：朝来市市民課

② 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成12年に一旦上昇しましたが、平成17年には再び減少し1.68となっています。しかし、兵庫県及び国平均を上回っています。

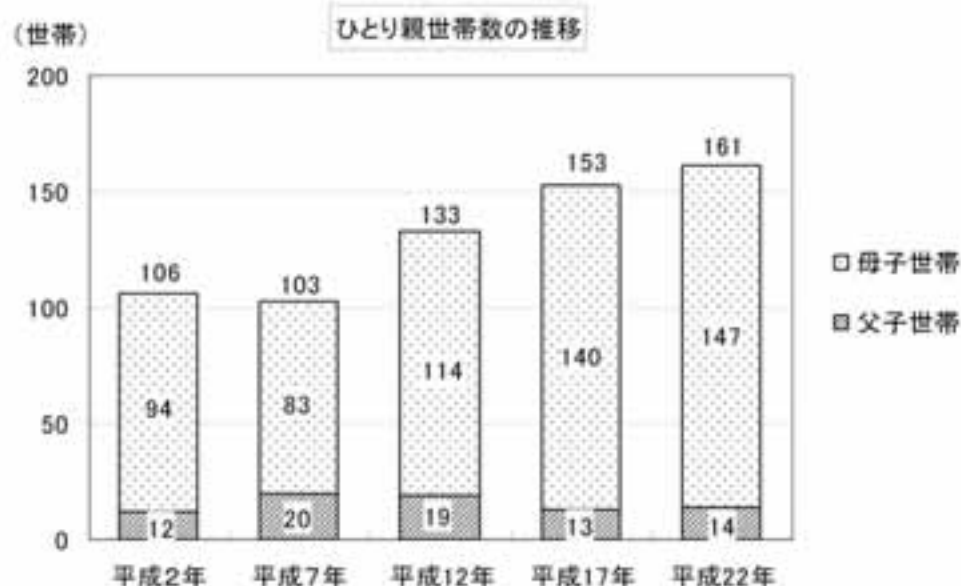


資料：『市区町別合計特殊出生率（国勢調査より）』兵庫県

③ ひとり親世帯の状況

平成22年現在の本市のひとり親世帯は161世帯で、うち母子世帯が9割を占めています。

また、ひとり親世帯数は、平成12年以降の母子世帯の増加に伴い、増加傾向にあります。

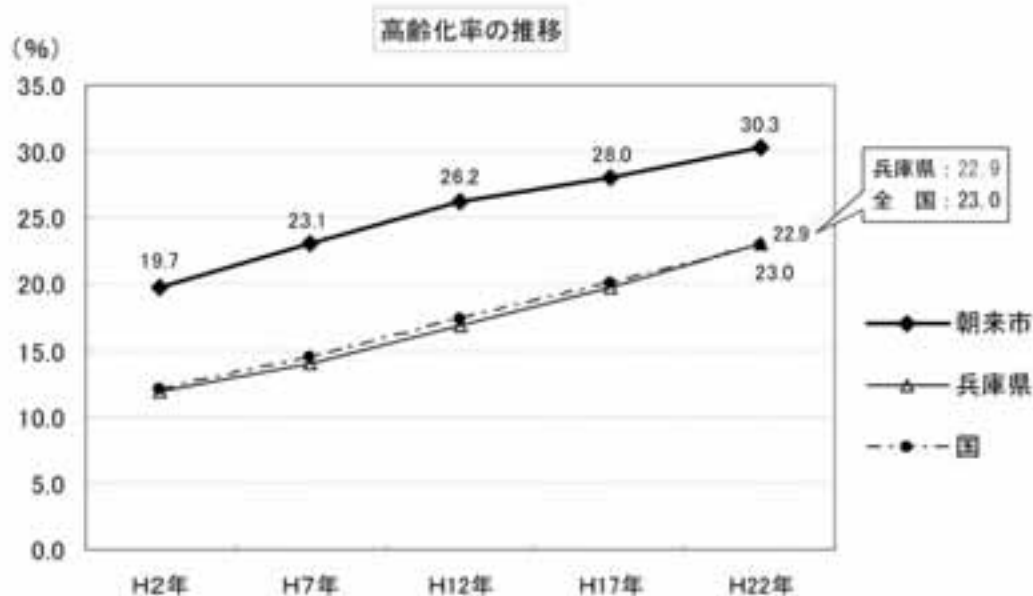


資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況

① 高齢化率の推移

本市の高齢化率は年々上昇しており、平成22年現在で30.3%を示し、県平均(22.9%)並びに国平均(23.0%)を大きく上回っています。

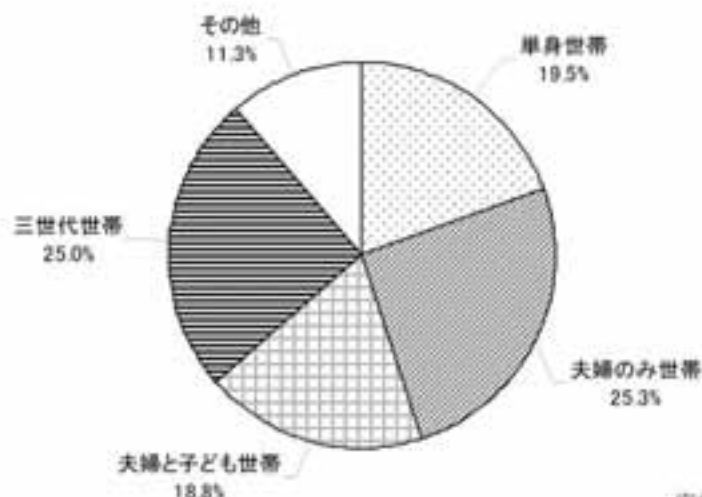


資料：国勢調査

② 高齢者世帯の家族構成

本市の平成22年現在の高齢者がいる世帯の家族構成をみると、「単身世帯」が約2割、「夫婦のみ世帯」が2割強を占めています。

65歳以上の高齢者がいる世帯の家族構成(平成22年)



資料：国勢調査

③ 要支援・要介護認定者数

本市の平成22年度末の高齢者人口は9,986人で、このうち要支援・要介護認定者は1,925人で、要介護認定率は19.3%となっています。

また、要支援・要介護認定者数は微増傾向にあり、程度別では「要介護1」が全体の2割を占め最も多くなっています。

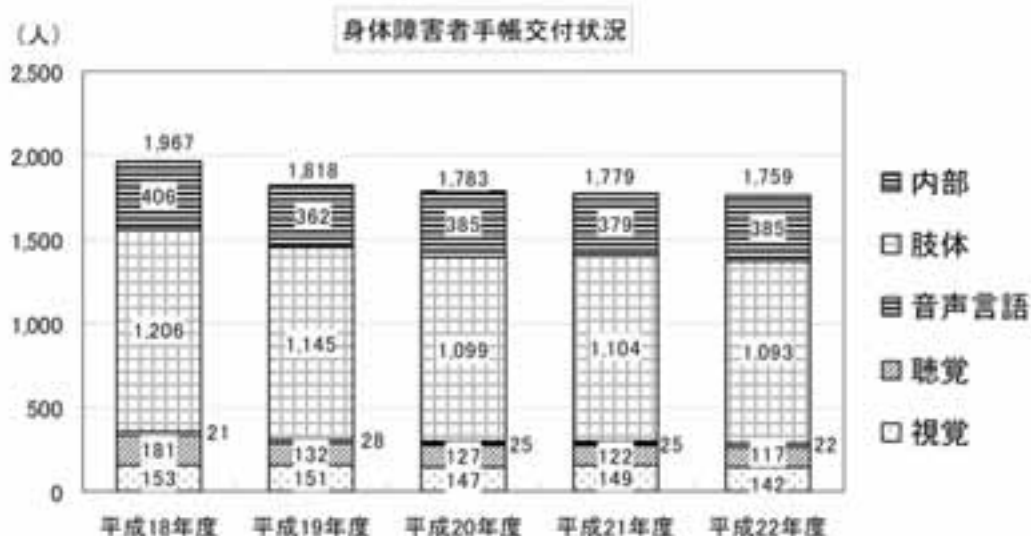


資料：朝来市高年福祉課、各年度3月末現在

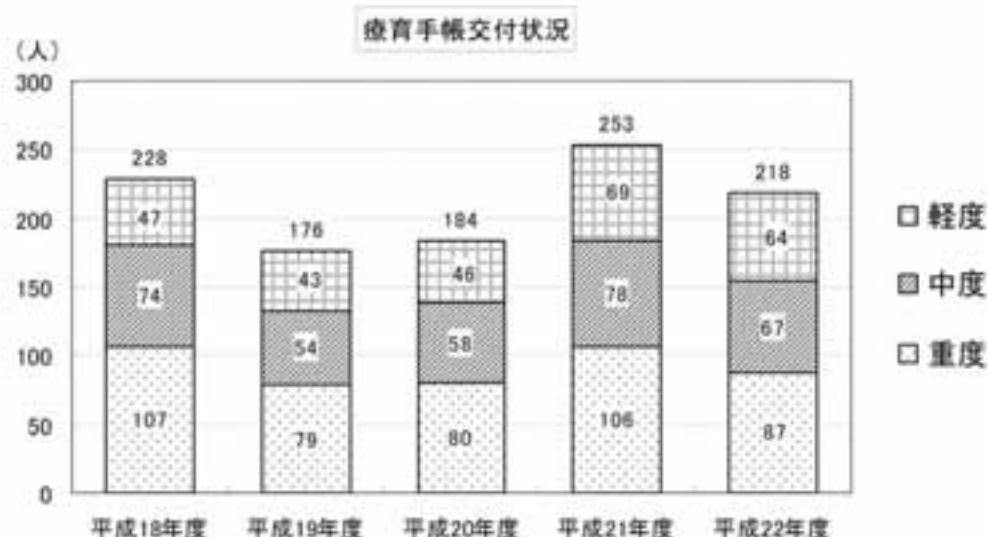
（４）障害のある人の状況

① 手帳交付状況

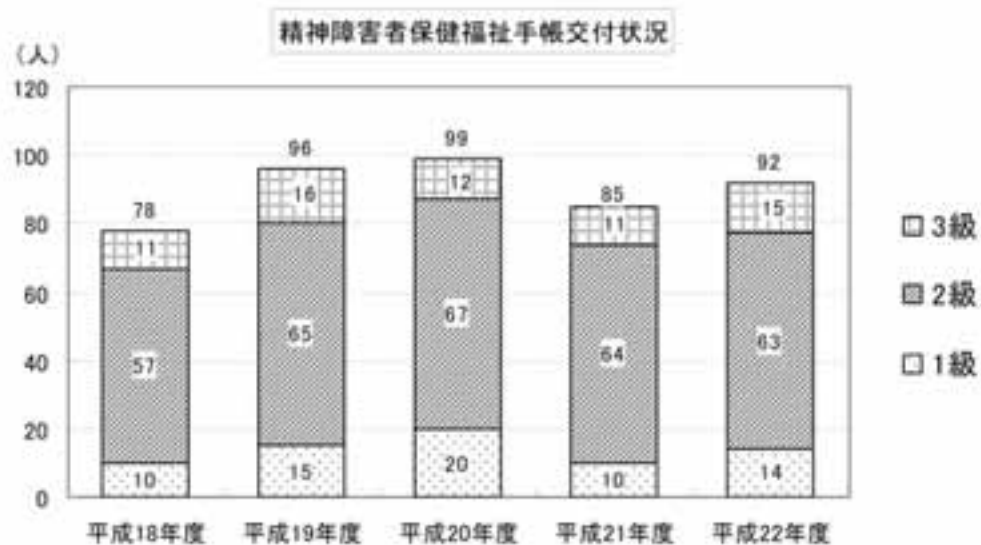
平成22年度末現在の「身体障害者手帳」交付者数は1,759人、「療育手帳」交付者数は218人、「精神障害者保健福祉手帳」交付者数は92人となっており、「身体障害者手帳」交付者数は微減、「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」交付者は、増減を繰り返しながらおおむね横ばい傾向にあります。



資料：朝来市社会福祉課



資料：朝来市社会福祉課



資料：朝来市社会福祉課

(5) 地域福祉を支える組織等の状況

① 朝来市社会福祉協議会

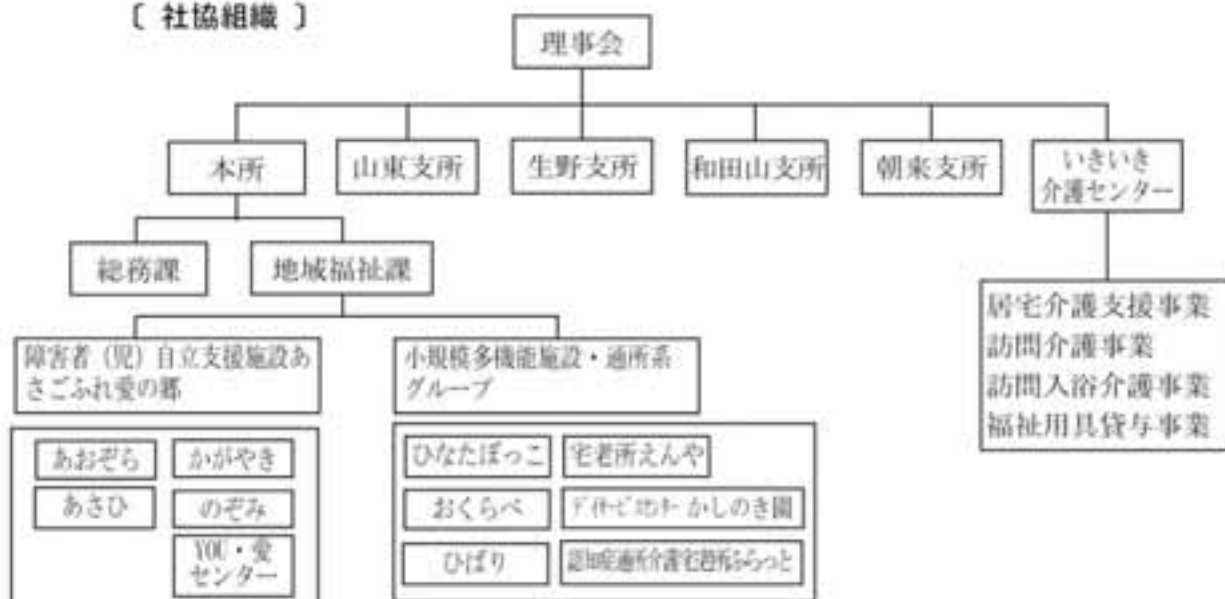
社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定する地域福祉を推進する団体です。朝来市社会福祉協議会は、朝来市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として活動しています。

平成23年度の活動基本方針は以下のようになっています。

■平成23年度活動基本方針

理 念	～ 誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざして ～
方 針	－ 相談支援活動を通じた地域支援活動の拡大 －
重点活動	1) 総合相談等を通じた支援体制の拡充と地域活動担当者（コミュニティワーカー）の育成を図る。 2) 要支援者の「生きづらさ」「住みづらさ」等の課題把握と組織対応に向けての検討を進める。 3) 障害福祉サービス事業所の運営安定化と就労を通じた自立支援及び重度障害者の社会参加・訓練活動の実践と定着化を図る。 4) 障害者福祉サービス事業の新規展開に伴う会計構成の見直しと現行「介護保険関連システム」・「自立支援法関連システム」・「ケア記録システム」の統合化と一元管理システムを構築する。 5) 人事考課システムにおいて、組織での立ち位置や役割、相手に与えている印象・影響などを、管理者から客観的な事実を伝えるフィードバック活動の徹底によって人材育成とミーティング（ディスカッション）の活発化によってチーム力・モチベーション向上を図る。

〔 社協組織 〕



② 地域自治協議会

本市では、一定のまとまりのある地域内の市民が、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織として「地域自治協議会」が組織されており、朝来市自治基本条例第15条2において、地域自治協議会は次の事項を満たさなければならないとされています。

- (1) 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。
- (2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。

■地域自治協議会の設立状況

小学校区	協議会名	設立年月日	集落数
生 野	いくの地域自治協議会	平成20年6月28日	14
奥銀谷	奥銀谷地域自治協議会	平成20年5月24日	8
糸 井	糸井地域自治協議会	平成20年2月24日	15
大 蔵	大蔵地区地域自治協議会	平成20年3月23日	12
和田山	和田山地区地域自治協議会	平成20年9月28日	15
東 河	東河地区協議会	昭和30年代	9
竹 田	竹田地域自治協議会	平成20年3月23日	19
梁 瀬	梁瀬地域自治協議会	平成20年9月28日	19
栗 鹿	栗鹿地域自治協議会	平成20年7月27日	10
与布土	与布土地域自治協議会	平成19年6月17日	10
中 川	朝来地域自治協議会	平成19年12月23日	11
山 口			19

③ ボランティア・NPO

ア. ボランティア活動団体

本市における登録ボランティア活動団体は、朝来市社会福祉協議会の生野、和田山、山東、朝来の各ボランティアステーションに148のグループがあり、それぞれの活動を行っています。

(ア) 生野ボランティアステーション（平成23年8月1日現在）

グループ名	活動内容
ふれあいグループ	給食・会食・奉仕活動
ベープサートどんぐり	人形劇公演 シナリオ、人形、大・小道具の製作 練習
生野町手話サークルみんなの手	聴覚障害者との交流を深める
西区なかよし会	サロン活動（週1回）、ミニデイサービス
新町ふれあいセンター	ふれあいサロン（週3回）
朝来ふれあいセンターボランティア	ふれあいサロン（月1回）
朝来市生野町いづみ会	食育を重点的に試食作、見守り隊 朝来体操の普及活動、自治会への協力
小野区ボランティアグループ	生活援助・介護予防援助・環境美化
ふれあい郵便	遠隔地の一人暮らし高齢者へ郵便ハガキ
コスモスの会	環境保全活動
お話の会「みみうさぎ」	絵本の読み聞かせ（小学校、幼稚園、保育所、 子育て支援サービス、老人福祉施設）
ももの会	ふれあいサロン（月1回）
北高乃なかよし会	ふれあいサロン
一休みの会	地域ミニデイ
漁火	高齢者福祉施設等で紙芝居、歌、指体操
あさごハーバーズ	小・中学生に対する読書指導の補助、施設訪問演劇
せせらぎ会	親睦交流、情報交換とまちづくりについて話し合い

(イ) 和田山ボランティアステーション（平成23年8月1日現在）

グループ名	活動内容
朝来ボランティアひだまり	市広報紙テープ作成・配布
TOMORROW	子ども・地域支援
あじさいの会	給食調理
桜花グループ	施設訪問
きらく会	地域コミュニティ
声の広場	聴覚障害者支援
数山流放山豊陽会	舞踊披露
さくらグループ	双子の見守り、外出介助
宅老調理グループ	宅老調理
竹田刺友会	刺繍指導
たんぽぽ	給食調理
つくし	給食調理
共に生きよう会	手ぬぐい体操
花柳園の会	舞踊披露
林組いきいきサロン	地域コミュニティ
ひさご会	小物手芸
藤栗流雲乃会	舞踊披露
芙蓉の会	給食調理
宮田さざなみ会	給食調理、地域コミュニティ
無錫市十字奉仕団	救急活動
あさご楽記サークル	楽記筆記
朝来ボランティアやまなみ	聴覚障害者支援
ワイワイ・ドリーム・ネットワーク	施設介助
和田山刺友会	刺繍指導

＜第2章＞朝来市の現状と課題

グループ名	活動内容
和田山手話サークル	手話
和田山生活研究グループ	給食調理
日本舞踊泉流香玉の会	舞踊披露
さんさん会 一和	舞踊披露・施設訪問
カナリヤコーラス	合唱披露
J A女性会 高井地区	お手玉・銭太鼓披露
アンニョンハセヨ	健康体操
演劇サークル ネコ柳の会	演劇披露
ハーモニカサークル “おおぞら”	ハーモニカ披露
日本3 B体操和田山グループ	3 B体操指導
内海せせらぎ会	地域コミュニティ
朝来市健康福祉大学 華舞フレンド	舞踊披露、その他
ふれあい水曜日	地域コミュニティ
朝来市和田山町観光ボランティアガイドの会	地域振興
にこにこ会	施設訪問
七草の会（女性100人委員会OB会）	ベーズヤート・手遊び・食に関する事 等
わだつみの会	本の読み聞かせ
ミニデイゆうぎの会	地域ミニデイ
歌声の集い	地域住民とともに歌をうたう
みんなの体操会	あさGO体操・太極拳・ダンス
牧田園ミニデイグループ	よもぎの里にて地域ミニデイ
さんさん会	「アンネのバラ」配布等
ボランティア推進協議会けんけんの会	障害者、高齢者支援等に関する各種取組
Y・Yクラブ	地域ミニデイ
朝来市手をつなぐ育成会 学齢部部会 虹の会	施設訪問
駅北区ことぶき会	地域ミニデイ、舞踊指導
すこやかグループ	地域ミニデイ
アンサンブル	演奏活動
新町なごみの会	地域ミニデイサービス
すももの会	施設訪問
藤和ミニデイグループ	地域ミニデイサービス
芳賀野女性会	地域ミニデイほか
（社）朝来市シルバー人材センター	施設訪問（ハンドマッサージ）
ボランティアグループ“たんぽぽ”	地域ミニデイ、一人暮らし高齢者等を対象とした福祉活動
シルバー人材センター おとめの会	ハンドマッサージボランティア

(ウ) 山東ボランティアステーション（平成23年8月1日現在）

グループ名	活動内容
いづみ会	食事講習、施設交流
大月なかよしグループ	施設訪問・食事、施設行事手伝い
三保二葉会	ミニ歌者会、空母拾い等、施設喫茶奉仕
ボランティア寿布土婦人部	一人暮らし高齢者、障害者友愛訪問、無住舎の管理
なでしこの会ボランティアグループ	施設シーツ交換他、子守りボランティア
一品ふれあいの会	施設洗濯たたみ、行事手伝い、衣服縫い
ひなげしの会	舞踊奉仕
柿野ひまわり会	友愛訪問・食事奉仕、清掃奉仕
越田すみれの会	地域ミニデイ（なごみサロン）子守りボランティア
さくらんぼの会	介護用品、自助具作成、衣服の縫いリフォーム
ヒメハナグループ	施設での入浴介助、洗濯物たたみ、行事手伝い
やまはなグループ	子供、高齢者、区民と会食（ふれあい活動）、環境整備、（花植え）
清水町ひとこえグループ	児童下校時交通立番、区内美化活動、乳幼児子守支援、花壇管理、声かけ活動、ふれあい会食会
ハッピーの会	子守りボランティア、老人会との交流
早田桜会	施設洗濯たたみ、施設清掃奉仕

グループ名	活動内容
グループ2000	施設喫茶手伝い、赤ちゃん見守りボランティア
歳の会	老人会とのふれあい食事会、包っこい、施設洗濯たみ
グリーンアップ山東クラブ	環境保全活動
山東こぶしの会	地域交流奉仕、学校登下校時パトロール
みどり会	施設喫茶手伝い、施設シーツ交換
手作り紙芝居の会「なんじゃ・もんじゃ」	紙芝居による消費・生活に関する啓発活動
上早田ボランティアグループ	老人クラブ員を対象に訪問活動、交通・防災等の講話、慰労会の実施
東成ふれあいの会	60才以上高齢者・70才以上一人暮らし高齢者 寄当作り（年2回）、包っこい
東島の会	地域ミニデイ、区内清掃活動、施設洗濯たみ
ひよっこ編集部	朝来市民の視点からの情報発信活動
あっぷるミント	読み聞かせ、子供活動のお手伝い、フラックスアターも上演

(I) 朝来ボランティアステーション(平成23年8月1日現在)

グループ名	活動内容
俳友会	地域内環境美化
踊舞同好会	舞踊奉仕
若柳武新柳会	舞踊奉仕
のじぎくの会	共同作業所支援
山口ひばり	共同作業所支援、友愛訪問、ミニデイサービス
みちくさ会	小物作り
こぶしの会	施設ボランティア、あさくるショップ支援
元津のぎく会	地域ミニデイサービス
石田なでこの会	施設ボランティア
千草会	地域ミニデイ、友愛訪問
立野ボランティアグループ	えんや・ふらっと支援、共同作業所支援
れんげの会	施設ボランティア、ミニデイサービス
立編ボランティアグループ	地域ミニデイサービス、友愛訪問、施設ボランティア、学童見守り
さくらんぼ	施設ボランティア外
八代グループ	地域ミニデイ、施設ボランティア外
朝来ライオンズクラブ	イベント手伝い、施設大掃除
どんぐり会・せせらぎ会	ミニデイサービス、施設ボランティア
新井3区ふれあいクラブ	ミニデイサービス
新井二区ふれあい仲良しクラブ	ミニデイサービス
神子畑ふれあい会	ミニデイサービス
むつみ会	ミニデイサービス
松の会	寸劇奉仕、友愛訪問
立野趣味の会	えんや支援、小物作り、共同作業所
立編つくしの会	地区内環境美化
新井一区ゆうゆう会	ミニデイサービス
石田なかよしクラブ	ミニデイサービス
ぎんなん会	地域内環境美化
花&はな愛香会	地区内環境美化
さくらの会	ふれあい郵便、作業所手伝い
佐中地区いきいきクラブ	ミニデイサービス
ミニデイサービス「はとぼっぼの会」	地域ミニデイ
ひょうごアダプト「里の花の会」	地域内の植栽及び維持管理
ひょうごアダプト「花とみどりの会」	地域内の植栽及び維持管理
羽瀬ひらめき教室	地域ミニデイの実施
物部悠々クラブ	地域内健康増進事業、健康教室、防災パトロール
人形劇あっぷるぼんだ	人形劇・ペープサート
上野津ミニデイサービス	ミニデイサービス
もみじの郷公園環境保全グループ「もみじんから」	環境保全活動
山口ミニデイの会	ミニデイサービス

グループ名	活動内容
はんどりっぷる	手話サークル
あそびの広場タレヨン	高齢者施設訪問（わらべ歌など）子育て支援（毎週土曜、おもちゃセラピー）
ちあふるぽっけ	読み聞かせ（子育て支援）

イ NPO

本市では、下表に示す10のNPO法人が活動を行っています。

名称	主たる所在地	活動の目的	法人認証年月日
特定非営利活動法人ふるさと	朝来市澤 181 番地	この法人は、高齢者に対して、介護保険法に基づく介護予防サービス、居宅サービス事業、外出支援介護及び地域における生活支援に関する事業を行い、福祉の町づくりに寄与することを目的とする。	平成 18 年 9 月 27 日
特定非営利活動法人部落解放・人権ネット南但地協	朝来市伊由市場 379 番地 5	この法人は、部落解放をはじめとした人権問題の解決に関する事業を行い、すべての人々が自分らしく生きることができる、地域社会の創造に寄与することを目的とする。	平成 19 年 12 月 20 日
特定非営利活動法人 Calm 自然保護共存研究グループ	朝来市和田山町白井 6910	この法人は、自然に対してワイルドライフ・マネジメント(野生動物保護管理)に関する事業を行い、動物や植物、人間などあらゆる種が暮らす環境の再構築に寄与することを目的とする。	平成 20 年 2 月 20 日
特定非営利活動法人ナチュラルSANO	朝来市佐貴 66 番地 138	この法人は広く一般の人々に対して、さの高原全体の立地条件を活かしたスポーツ、自然体験等の交流事業を行うことにより、自然の豊かさ、素晴らしさ、不思議、脅威などの直接体感を通じて、人々の心身の健全な発達、育成及び環境保全等に寄与すると共に、高齢者をはじめとする地域住民に対して、生活支援、福祉に関する事業を行うことにより、地域との交流を深め地域福祉の向上、活性化に寄与することを目的とする。	平成 20 年 8 月 20 日
特定非営利活動法人日本ハンザキ研究所	朝来市生野町黒川 202 番地	この法人は、オオサンショウウオとそれを取り巻く自然環境の保全及び復元を目指し、同様な主旨を有する個人や団体などと相互に交流及び協力を行いながら、調査・研究の推進、保全及び復元の技術の開発、学習の支援や人材育成、広報・交流活動並びに普及啓発等の事業を行い、生態系の保全と持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。	平成 20 年 8 月 20 日
特定非営利活動法人いくのライブミュージアム	朝来市生野町口根谷 521 番 2 号	この法人は、朝来市生野町が有する風土や自然環境、生野銀山が育んだ歴史的資源や豊かな人的、文化的資源の伝承と活用を通じて、都市との交流を含めて多方面における地域コミュニティの活性化と人材育成を図ることにより、創造性豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。	平成 20 年 8 月 20 日

名称	主たる所在地	活動の目的	法人認証年月日
特定非営利活動法人もやいの里	朝来市山東町 森字極楽 108 番地	この法人は、山東町を中心とした近隣の環境保全型の農林業を支援し、安全安心な農作物が生産消費される仕組みを確立させ、これによって商工業の活性化を図り、そして豊かなまちづくり活動を推進することを目的とする。	平成 21 年 6 月 23 日
特定非営利活動法人但馬 N P O 応援隊	朝来市和田山 町和田山 283 番地	この法人は、障害者、高齢者等に対して、自立支援及び社会参加の促進に関する事業を行うとともに、豊かな自然環境が残る朝来市の里地里山を次世代に継承するため、里地里山の環境保全事業等を行い、すべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	平成 22 年 6 月 21 日
特殊非営利活動法人ライフケア JP	朝来市和田山 町土田 596 番地 6	この法人は、広く社会に対して生活習慣病などの病を未然に防ぐため、食と健康について考え・学び・活動し、生活の根源である食事に関し、薬膳・予防栄養学に基づく食事の提供や健康科学・予防医学に関する情報の提供などの健康支援事業を行い、その啓蒙に貢献し、健康・保健の増進に寄与することを目的とする。また、少子高齢化対策として結婚支援事業や福祉を目的とした葬儀の提供、高齢者等に対する配食サービスなどの生活支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる福祉住環境を提供し、消費者の保護と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。	平成 18 年 4 月 28 日
特殊非営利活動法人ひょうごエコ市民ネットワーク	朝来市和田山 町栄町 49-3	この法人は、近年の地球環境に対処するため、環境の保全、生態系の維持、地球温暖化防止、リサイクルの推進などに関する調査・研究を行う。そして、各種機関への提言、県民や事業者への啓発並びに実践活動を通じて、市民による主体的な活動の輪を広げ、持続可能な循環型社会の構築に寄与することを目的とする。	平成 19 年 9 月 3 日

2. 市民の地域福祉ニーズ

(1) 地域福祉に関する既存アンケート調査結果

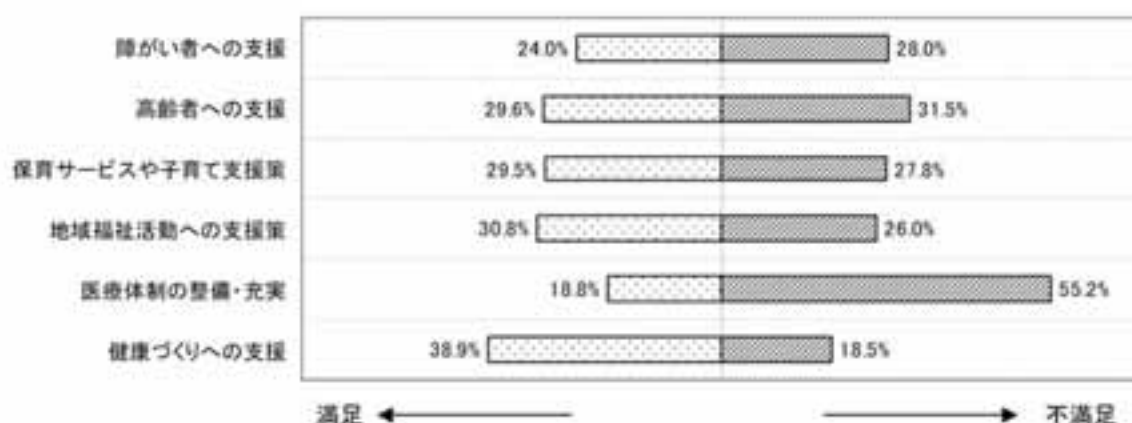
① 保健・医療・福祉施策について

● 施策の満足率・重要度

現在実施している保健・医療・福祉分野の施策のうち、満足率では「健康づくりへの支援」が最も高く、不満率では「医療体制の整備・充実」が最も高くなっています。

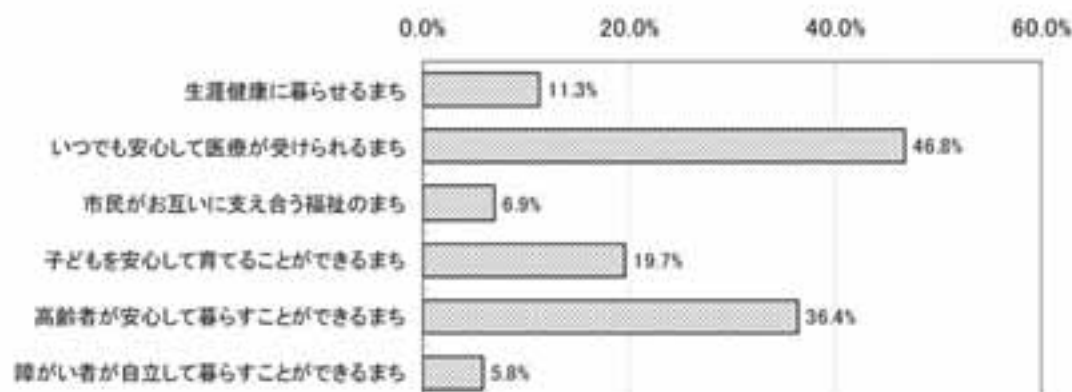
また、同分野における施策の重要度では、「いつでも安心して医療が受けられるまち」が最も高い割合を示しています。

施策の満足率【保健・医療・福祉分野】



※満足率は有効回答者数のうち「満足」「まあ満足」と回答した人の割合、不満率は有効回答者数のうち「やや不満」「不満」と回答した人の割合である。

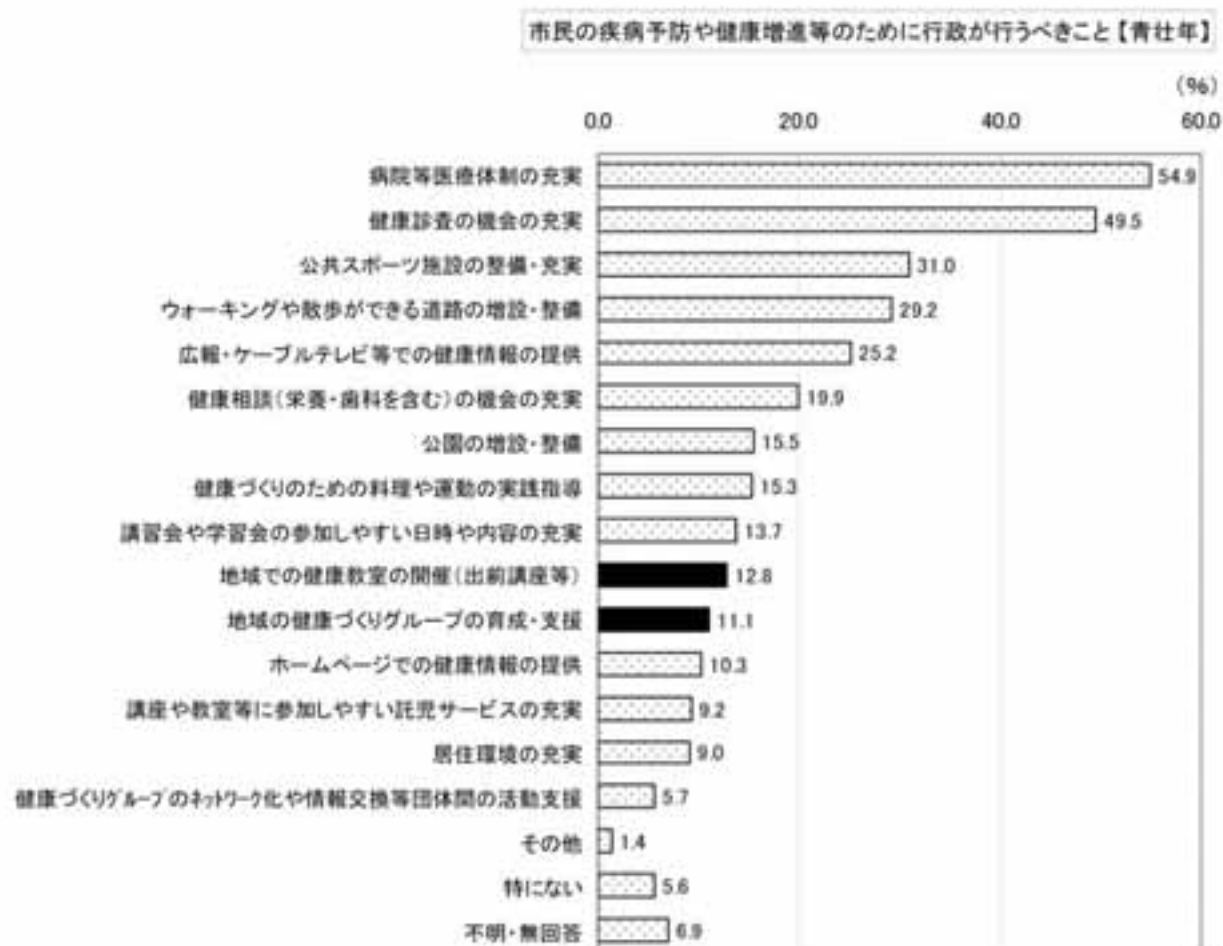
今後の朝来市のまちづくりにとって重要な施策【保健・医療・福祉分野】



出典：平成22年度朝来市市民意向調査

② 市民の健康づくりのために行政が行うべきこと

市民の疾病予防や健康増進等のために行政が行うべきことは、「病院等医療体制の充実」、「健康診査の機会の充実」、「公共スポーツ施設の整備・充実」といった回答が上位を占めていますが、地域福祉との関連が考えられる項目としては、「地域での健康教室の開催（出前講座等）」（12.8%）、「地域の健康づくりグループの育成・支援」（11.1%）となっています。



出典：朝来市健康づくりのためのアンケート調査（平成22年）

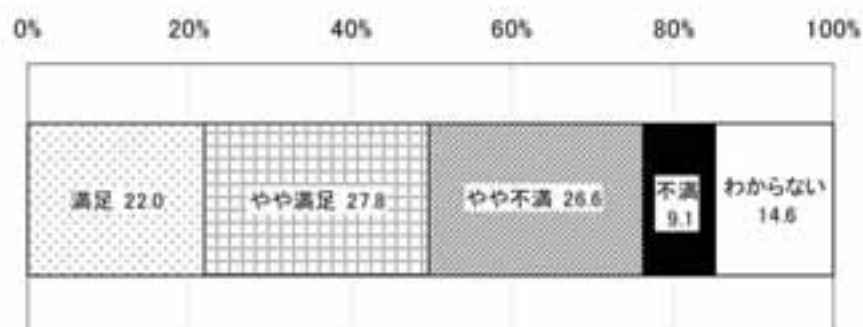
③ 医療体制について

平日医療の満足度については、「やや満足」(27.8%)と「やや不満」(26.6%)の割合が高く、「満足」は22.0%にとどまっています。

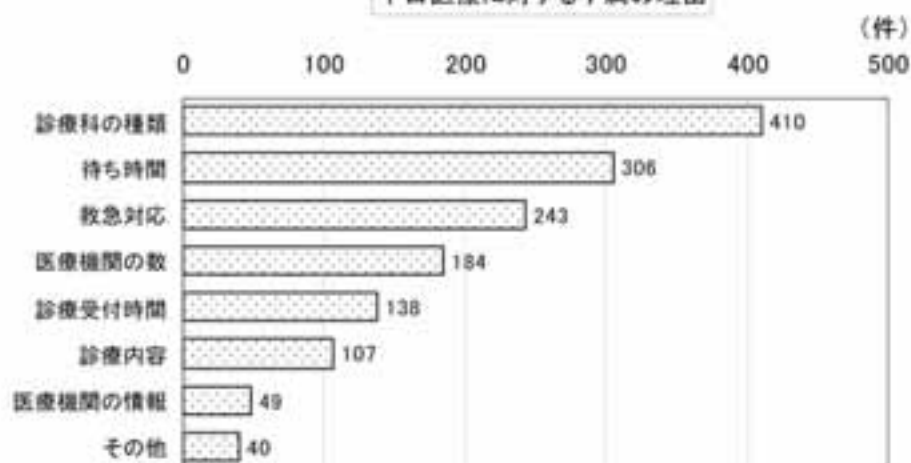
また、不満の理由としては、「診療科の種類」が410件を占め最も多く、次いで「待ち時間」(306件)、「救急対応」(243件)となっています。

さらに、希望する医療体制では、「休日・夜間の医療体制の充実」が1,695件と圧倒的に多くなっています。

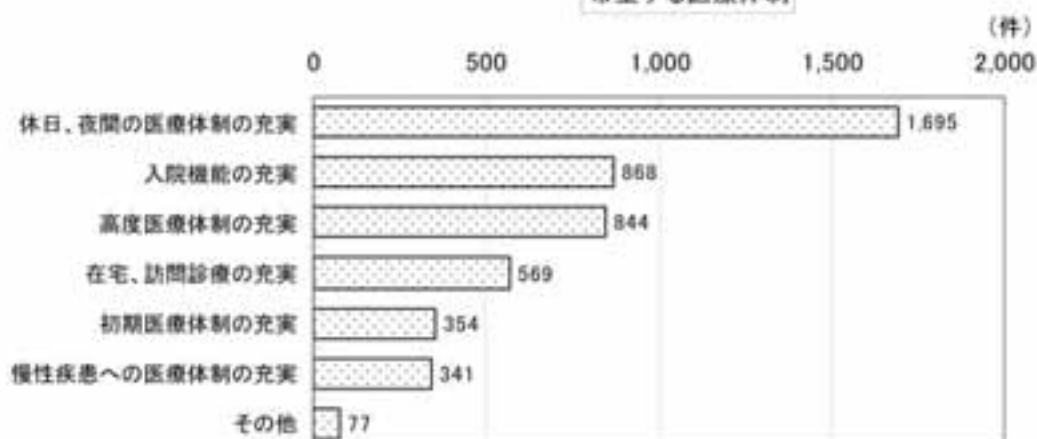
平日医療の満足度



平日医療に対する不満の理由



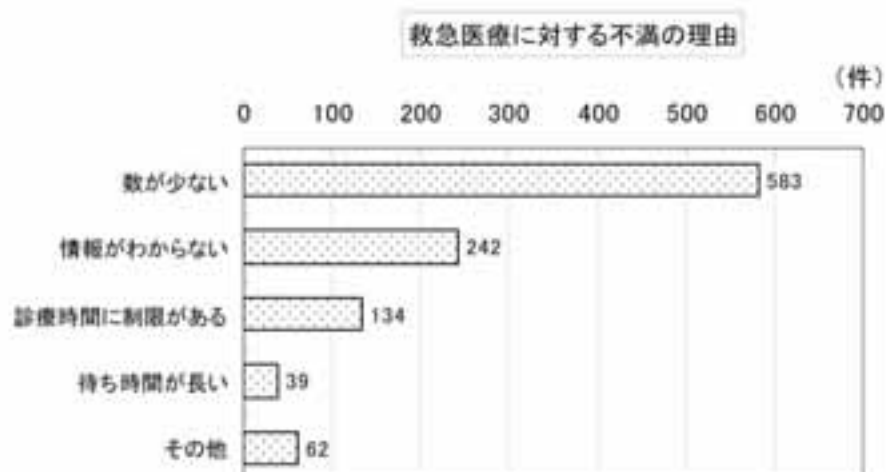
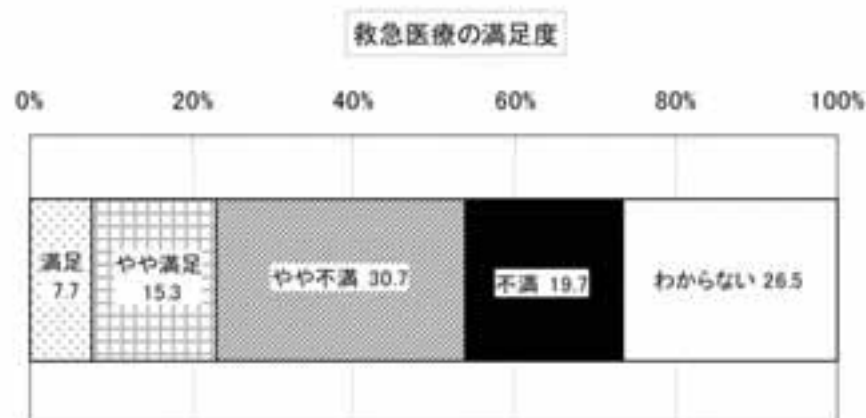
希望する医療体制



出典：平成22年度地域医療に関するアンケート調査

一方、救急医療の満足度は、「やや不満」が30.7%を占め最も多く、次いで「不満」の19.7%となっており、満足度は低いものとなっています。

また、救急医療に対する不満の理由は、「数が少ない」が583件を占め最も多く、次いで「情報がわからない」の242件となっています。



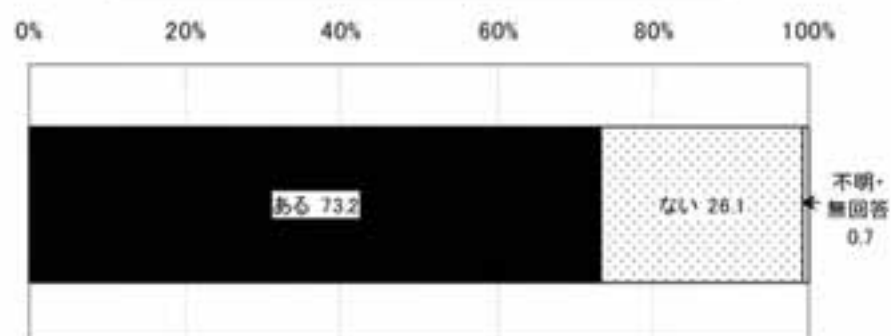
出典：平成22年度地域医療に関するアンケート調査

② 子育て環境について

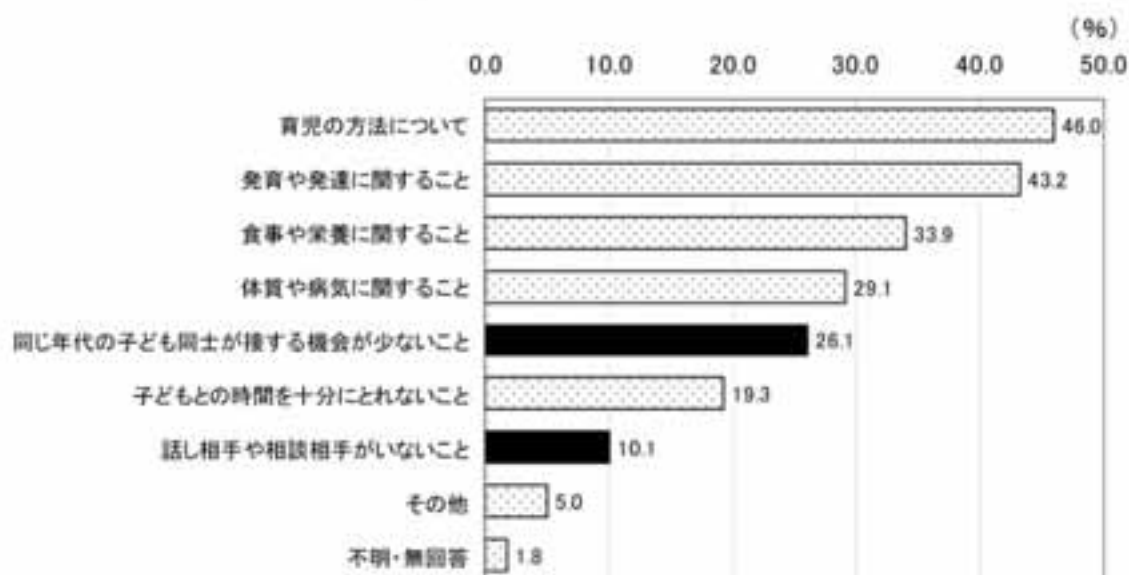
● 子育てに関する不安感

子育てに関する不安や気になることは、73.2%が「ある」と回答しており、その内容については、「育児の方法について」や「発育や発達に関すること」が上位を占めていますが、地域福祉との関連が考えられる項目としては、「同じ年代の子ども同士が接する機会が少ないこと」（26.1%）、「話し相手や相談相手がいないこと」（10.1%）となっています。

子育てに関する不安や気になること【就学前児童保護者】



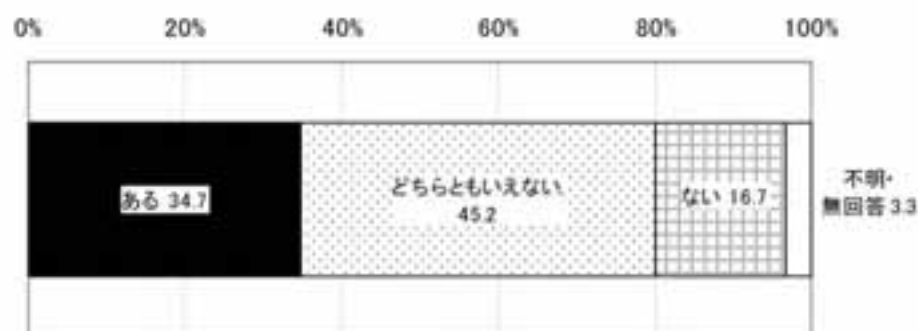
育児に関する不安や気になることの内容【就学前児童保護者】



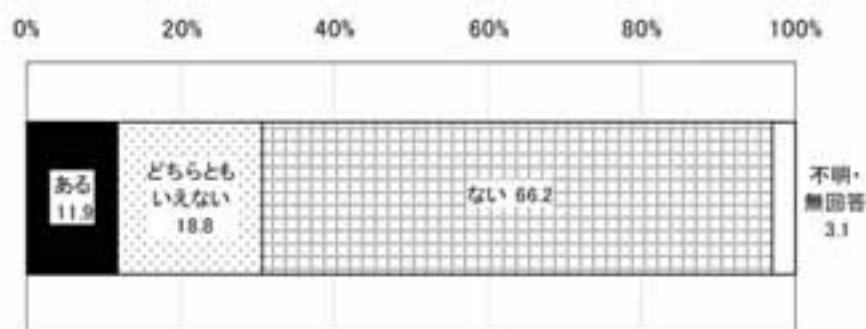
出典：朝来市健康づくりのためのアンケート調査（平成22年）

また、育児に自信が持てないことがある人が34.7%、子どもを虐待しているのではないかと考える人が11.9%となっており、子どもの虐待防止に必要なこととして、「身近に相談できる場所や人があること」（60.8%）、「同じような年齢の子どもを持つ親同士のつながりをもつこと」（34.7%）といった地域福祉に関連する項目への回答がみられます。

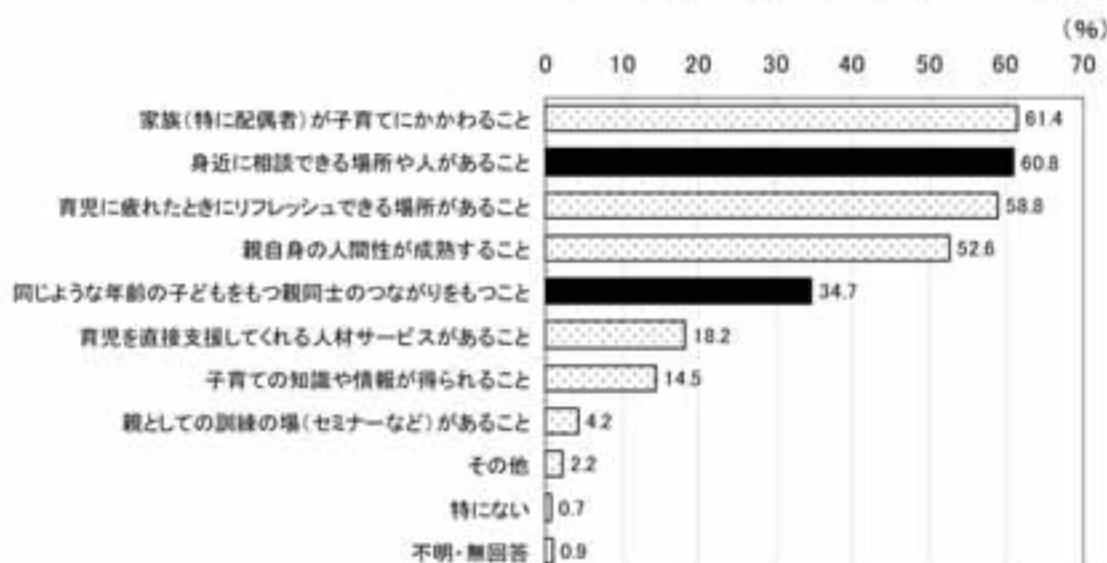
育児に自信が持てないこと【就学前児童保護者】



子どもを虐待しているのではないかと考えること【就学前児童保護者】



子どもの虐待防止に必要なこと【就学前児童保護者】



出典：朝来市健康づくりのためのアンケート調査（平成22年）

（２）「第2期朝来市地域福祉計画」策定に係る関係団体等意向調査 結果からみる課題

① 調査の概要

ア 調査の対象

「第2期朝来市地域福祉計画」策定に当たり、関係団体等の意向調査を実施しました。調査実施機関・団体と調査項目は、以下に示すとおりです。

■調査対象機関・団体一覧

民生委員児童委員連合会・ 地区民生委員児童委員協議会	朝来市民生委員児童委員連合会
	生野町民生委員児童委員協議会
	和田山民生委員児童委員協議会
	山東民生委員児童委員協議会
	朝来民生委員児童委員協議会
事業所・施設	(社) 兵庫県社会福祉事業団 立雲の郷
	(社) 神戸聖隷福祉事業団恵生園
	(社) 神戸聖隷福祉事業団真生園
	(社) 神戸聖隷福祉事業団平生園
	(社) 神戸聖隷福祉事業団和生園
	(社) あそう
	(社) きらくえん
	(社) ひまわり
	(社) 南但愛育会
連合区長会・ 地域自治協議会	朝来市連合区長会
	いくの地域自治協議会
	奥銀谷地域自治協議会
	糸井地域自治協議会
	大蔵地域自治協議会
	和田山地区地域自治協議会
	東河地区協議会
	竹田地域自治協議会
	栗瀬地域自治協議会
	栗鹿地域自治協議会
	与布土地域自治協議会
	朝来地域自治協議会
各種団体	(社) 朝来市社会福祉協議会
	(社) 朝来市シルバー人材センター
	朝来市健康福祉大学
	朝来市老人クラブ連合会
	朝来市身体障害者福祉協会
	朝来市婦人共励会
NPO、ボランティア団体等	特定非営利活動法人 ふるさと
	ボランティアグループ ふれあいグループ
	ボランティアグループ せせらぎ会
	ボランティアグループワイワイ・ドリーム・ネットワーク
	ボランティアグループ ふれあい水曜日
	ボランティアグループ なでしこの会
	朝来市手をつなぐ育成会

イ 調査実施期間

平成23年8月

② 調査結果における課題の概要

ア 福祉サービスを必要とする人への情報提供や相談体制について

- ・広報等で周知されているが、まだ不足している。必要とするサービスがどこで提供されているのか分かりにくい。
- ・高齢者や障害のある人等がわかりやすい情報提供が必要。
- ・高齢者福祉に比べて、障害者福祉に関する情報提供が少ない。
- ・個人情報保護の関係で、情報が得られず、受身の対応になることが否めない。
- ・民生委員、福祉委員、協力委員、区長間で情報を共有する必要がある。
- ・民生委員の力量差により、タイムリーな相談や支援につながる場合とそうでない場合とがある。また、民生委員の高齢化により活動に支障が生じている。
- ・きめ細かな相談体制を整える必要がある。例えば、サービスを必要としている各人へ市民に対する相談への対応など。（小学校区単位で、担当職員を配置する）
- ・地域の中での日常会話や挨拶から、困りごとや悩みをくみ取れるシステムづくりが必要。

イ 福祉サービスの評価やサービス内容の開示等により、適切なサービスを選択出来る仕組みづくりについて

- ・福祉施策を推進する上で不可欠であるが、的確な評価ができるのか疑問である。適切な評価を行う上でも、その基準を公平に示すことが前提である。
- ・適切なサービスの選択には、サービス内容について情報発信が必要である。（福祉マップの作成・配布等）
- ・高齢者や障害のある人がこうした評価が行われていることを知る機会がないのではないか。
- ・サービスを選択できるほど、サービスが整備されていないのではないか。
- ・介護保険施設と同様に、障害者関係施設についてもサービス評価や情報開示がなされるべきである。
- ・サービス内容について、他者から意見をいただくような仕組みが必要。
- ・サービス提供事業者のレベル向上に役立たせるシステムの確立が必要。

ウ 福祉サービスや支援を必要とする人を的確に把握するに当たっての当該機関・団体の役割

- ・関係団体との情報交換や情報収集を密にする。
- ・定期的に高齢者や一人暮らし高齢者宅等を友愛訪問したり、協力委員と一緒に地区の見守りを行う。
- ・無料福祉相談所を設置し、広く相談を受け付けたり、的確な助言等を行っている。
- ・障害者（児）の相談支援事業を新たに展開していく必要性を感じている。
- ・施設が有する機能や人的資源を活用して、地域へ出向くことを考えている。
- ・個人情報保護の関係で、情報把握が困難となっている。
- ・福祉委員による「巡回家庭訪問」を実施している。
- ・把握するためには、各区長、民生委員等の協力を得る必要がある。
- ・社会福祉協議会、自治協議会、福祉団体等のネットワーク構築が必要である。

エ 民間事業者等の福祉サービスの新規参入について

- ・民間事業者で対応できることは推進すればよい。
- ・すべてを民間事業者に任せることはハイリスクになるのではないか。
- ・情報の開示が必要。
- ・営利目的の事業者もいるため、明確な指定基準の設定と継続した検証が必要。
- ・競争を導入することで、既存のサービス提供事業者を必要以上に疲弊させないことが必要。
- ・新規参入業者の事前調査をしっかりと行うこと。
- ・いたずらに新規民間参入を求めるのではなく、内容や質の充実を求める必要がある。
- ・行政と民間との明確な事業分担制度の確立が必要。
- ・民間参入も理解できるが、地区・地域でのボランティア活動による福祉活動も必要ではないか。
- ・民間参入にあたって、運営負担の支援や資格要件の緩和措置等の対応が必要となる。
- ・サービスが増えると高齢者等で理解できない人が出現するのではないか。
- ・民間参入により、サービス内容のばらつきがでるのではないか。

オ 福祉に関する学習機会や地域で福祉課題を話し合う場について感じる事

- ・地域単位で、研修の機会が持てればよいと考えている。
- ・ケース事例等を紹介する場を積極的に持ち、委員の福祉意欲の高揚を図ることが重要である。
- ・個人情報保護の関係から、地域の福祉課題が把握しにくい状況にある。
- ・児童・生徒の福祉交流や体験機会が減少している。合併前に行われていた小中学生の福祉教育の再開やPTAの親子行事での福祉体験や夏休み等を利用した福祉学習を実施する。
- ・イベント等を利用して障害者と健常者の交流を深める。
- ・社協の出前事業を利用し、小さな研修会を継続することで住民意識を変えていく。
- ・市社会福祉協議会の活動との連携が必要。
- ・福祉に関する関心を高めるために、ご近所マップや災害マップづくりから入っていくと良いのではないかな。
- ・研修時間と勤務時間が重なったり、夜の開催では出席しにくいのではないかな。

カ ボランティアや地域の福祉活動への参加者を増やすために必要なこと

- ・ボランティアグループの活動状況をCATV、広報等で積極的にPRし、地域住民の参加意欲を向上させる。また、ボランティアの募集等を広く目につきやすい方法で行う。
- ・ボランティアや地域福祉活動への参加につながるシステムをつくる。
- ・若い時から、ボランティア活動にふれさせる。特に、学校教育の場において、ボランティア活動や福祉活動に関する基本的な理念とその必要性を学ばせていくことが大切である。
- ・リーダーの養成や財政的援助、活動の支援体制づくりが必要。
- ・ボランティアポイントの付与による参加意識の向上を図る。
- ・無償ボランティア登録集団制と有償ボランティア登録集団制に分ける。
- ・若者への参加の呼びかけを強力にするとともに、時代の変化に合わせてボランティア活動の内容を見直す必要がある。
- ・チラシのみでは効果がなく、実際に足を運び、声かけして参加者を獲得する。

キ 朝来市における福祉に関わる課題

- ・アコバスの利便性向上が必要。
- ・国・県の施策や既存の福祉サービスにとらわれない、朝来市の実状に即した福祉サービスを検討する必要がある。
- ・少子高齢化の進行、並びに単身世帯の増加や成年後見制度を必要とする者の増加。

- ・障害者の移動支援の充実や市内での生活する場と働く場の拡充、支援学校卒業生の地元就職の支援が必要である。
- ・介護度は低いが見守り等が必要な高齢者等の宿泊を含めた一時的なサービス提供やミニデイ団体に対する財政的援助が必要。
- ・介護放棄、高齢者の自殺、ひきこもりの問題、不登校、うつ、生活困難者の増加など、新たな社会問題への対応が必要。
- ・福祉に依存しすぎる医療体制が問題である。
- ・高齢者のみでなく、子どもの福祉、子育て支援に力を入れる必要がある。
- ・個人情報保護を優先することにより、サービス必要者の情報が共有できないこと。
- ・小単位（自治協・区）でのきめ細やかな地域活動が必要である。
- ・制度の説明や継続的な広報など、きめ細やかな情報提供が必要。
- ・介護施設の確保が課題。
- ・高齢化対策の長期ビジョンが必要。
- ・地区内において、高齢者や障害者等を援助できる人が少なくなっていること。

ク 朝来市の地域福祉計画や福祉施策に望むこと

- ・地域単位での研修機会を創出すること。
- ・要介護者や弱者等の目線に立った具体的な計画や施策の策定。
- ・児童福祉に重点を置くこと。
- ・在宅の障害のある人への災害時支援対策が必要。
- ・福祉に関する情報発信の強化とわかりやすい情報の提供。
- ・地域ニーズや高齢者、障害のある人のニーズを反映した独自の福祉施策の確立と堅実な実践。
- ・新たな箱物整備より、既存建築物を利用した施設整備。
- ・全市的でなく、小学校区単位の計画・実施計画の策定。限界集落に対する個別計画の策定。
- ・認知症対策の充実。
- ・斬新な福祉改革の検討。
- ・高齢者をはじめ、市民が安心して暮らせるまちづくりを望む。
- ・誰かに依存する地域福祉ではなく、地域住民、行政、関係機関が共に考え取り組む計画づくり。

3. 第1期朝来市地域福祉計画の検証

第1期計画においては、「安心していきいきと暮らすことができるまち」の実現を目指し、4つの柱に基づいて施策・事業を実施してきました。

これらの施策・事業の取組については、関係各課において客観的な評価を行いました。4つの柱に基づいた各施策の成果と第2期計画に向けての課題は以下のとおりです。

(1)基本目標1 地域福祉への理解を広めます

① 啓発・広報活動の推進

市

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇啓発情報の発信やイベント等の開催による市民の福祉に関する意識向上	○視覚・聴覚に障害のある人等にも配慮した情報提供のあり方の工夫・検討

社会福祉協議会

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇社協ホームページやブログによる情報発信、福祉に関する資料やビデオ等の貸出し、福祉懇談会等の開催による市民の福祉に関する意識向上	○ホームページの充実、書籍やビデオ等の漸次更新、市内全地区での福祉懇談会等の開催

② 福祉学習の推進

市

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇学校での福祉教育の推進による子どもたちの福祉の心の醸成 ◇公民館等の各種講座や出前講座の実施による市民の福祉に対する関心の高まりや福祉活動の実践	○子どもたちの更なる福祉交流を推進するための環境整備（関係機関との調整、交通手段の確保等） ○講座終了生に対する福祉活動やまちづくり活動への参加促進 ○各種講座の整理統合、出前講座の内容の見直し ○出前講座のPRと活用呼びかけ 〔前計画の積み残し〕 ●関係機関との連携による地域福祉学習プログラムの開発 ●ホームページやケーブルテレビを活用した学習機会の提供

社会福祉協議会

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇学校における福祉教育の取組支援による子どもたちの福祉の心の醸成 ◇児童・生徒のボランティアの育成 ◇福祉懇談会や福祉学習講座の開催、広報、ホームページを活用した学習機会の提供等により、市民の福祉に対する意識向上やボランティア活動の実践	○継続的な取組が必要 ○育成講座の見直しと質的充実 ○全地区での福祉懇談会等の開催 ○市民の福祉に関する理解度やニーズ等の把握 〔前計画の積み残し〕 ●地域における福祉教育の取組支援

(2)基本目標2 サービスの利用を支援します

① 情報を届ける仕組みの充実

市

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇広報、ホームページ、ケーブルテレビでの福祉情報発信による市民への周知 ◇市政モニター制度による市民の意向を反映した広報誌の作成 ◇出前講座の開催による市民との対話や市民意見の聴取等	○視覚・聴覚や知的障害のある人等への情報提供のあり方の工夫・検討 ○出前講座のPR、内容の充実 〔前計画の積み残し〕 ●広報等の配布方法について自治会、関係機関・団体等との連携・充実 ●行政部局と社会福祉協議会における情報提供の役割分担の明確化と連携強化 ●相談や問い合わせ件数等の分析による分かりやすくて確かな情報提供

社会福祉協議会

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇広報、ホームページ、福祉懇談会等での福祉情報発信による市民への周知	○情報ステーションとしての機能整備 ○行政との連携による福祉全般の情報提供 ○障がい者関連の情報発信の強化

② 相談体制の充実

市

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇地域の身近な相談窓口の設置と職員の専門性の向上により、市民の相談支援に対応 ◇障害者相談支援専門員の配置、療育相談の実施、母子支援員、家庭相談員、発達支援員の常勤化等により、市民がいつでも相談できる体制を確保 ◇民生委員・児童委員、民生・児童協力委員等の活動により、支援が必要な人の早期発見やニーズ把握に成果	○相談窓口の周知徹底、ワンストップサービス化 ○窓口から専門機関等にスムーズにつなぐ仕組みづくり（職員間の連携体制の構築） ○各相談内容について、関係者間での共有化が必要 ○福祉委員や障害者相談員など、他の団体とも連携した取組が必要

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇支援対象者等への自宅訪問により、現状を把握 ◇各種相談窓口一覧の情報発信による市民への周知	○すべての窓口一覧の周知が必要 〔前計画の積み残し〕 ●ケーブルテレビが持つ双方向性の機能を利用した相談や指導の実施

社会福祉協議会

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇各自治協単位での地域支援員の配置による、市民が気軽に相談できる体制を確保	○地域支援員と専門機関との連携強化による情報の共有化 ○地域支援員の充実、地域のマンパワーの発掘と養成

③ 福祉サービス等の基盤整備と質の向上

市

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇次世代育成支援対策地域行動計画や老人保健福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画・障害者福祉計画に基づく施策の推進による市民サービスの向上 ◇NPO法人設立のための補助金制度の設置や自立支援により、NPO活動が促進 ◇地域医療のあり方についての検討により、市民の地域医療に対する関心の高まり ◇高齢世帯の増加に対応した健康教室や健康診査の実施等により、高齢者の疾病予防に寄与 ◇南但休日診療所の再開	○各種計画における継続的な施策実行 ○NPOの高い専門性への対応 ○地域医療供給体制の早期確立、救急医療への対応、市民ニーズに対応した医療サービスの提供 ○在宅医療のニーズへの対応 ○休日・夜間等の救急医療体制の充実 〔前計画の積み残し〕 ●市政モニター制度を活用し、市民意向を踏まえた福祉サービス提供の確保 ●市における福祉サービス第三者評価の体制づくりの検討

社会福祉協議会

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇地域活動支援講座の開催等による市民のボランティア活動に対する気運の向上 ◇独自のサービスの開発・事業化による市民の福祉の増進 ◇評価制度の受審等によるサービスの質的向上	○若者や中年層を対象とした講座の開催によるボランティア活動への誘い込み ○財源の確保と人材の育成

④ 福祉サービス利用者の権利擁護

市

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇成年後見制度利用支援事業の実施	○成年後見制度利用支援事業や日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）についての周知徹底が必要

社会福祉協議会

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）に対する市民の認知度の向上	○さらなる周知と事業の質的確保

⑤ ケアマネジメントの充実

市

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇支援が必要な高齢者や障害者に対し、適正なサービスを提供 ◇高齢者虐待ネットワーク会議の開催並びに活動により、市民の高齢者虐待防止に関する関心や意識の向上 ◇ケアマネジャー会議の開催によるケアマネジメントの質の向上	○サービス提供事業者との連絡会議の開催や県などとの連携も必要 [前計画の積み残し] ●関係機関が連携した見守りや支え合い等のネットワークづくり

社会福祉協議会

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇介護予防マネジメントの体制強化に向けた協力体制づくり	○総花的対応から、本市独自の重点施策の絞り込みと取組推進

(3)基本目標3 地域での支えあい活動を支援します

① 要支援者の把握と支援体制の整備

市

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇地域自立支援協議会の設置による障害者に関する課題の把握や相談支援が充実 ◇災害時に備え、災害時要援護者台帳を策定 ◇地域自治協議会の活動についてホームページや冊子により紹介することで、自治協の活動の活性化に寄与 ◇障害のある人又は家族への当事者組織や家族会等の情報提供により、認識の向上	○情報管理のあり方について検討が必要 ○紹介はするが、家族会等への参加につなげていない 〔前計画の積み残し〕 ●「(仮称)地域福祉推進協議会」の設置、並びに自治会等を単位とした福祉活動の手法やガイドライン等の作成 ●民生委員・児童委員等におけるニーズ把握活動に当たって、各種研修に演習形式等による実践的なプログラムの採用や活動の手引書の作成

社会福祉協議会

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇ミニデイの立ち上げや運営支援	○小地域福祉活動への支援体制の構築 ○支援体制の構築に向けた行政、関係機関、地域のネットワーク化と機能的な仕組みづくり

② 福祉課題を話し合う場づくり

市

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇出前講座の実施による、地域で福祉課題を話し合う機会の創出	○情報提供にあたり、個人情報保護に留意が必要 〔前計画の積み残し〕 ●社会福祉協議会の福祉懇談会等に参画し、情報提供や地域の福祉課題の把握、市民との対話に努める。

社会福祉協議会

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇福祉懇談会の開催や自治会への福祉に関する資料等の貸し出し等による、地域で福祉課題を話し合う機会の創出	○全地区での取組推進 ○ミニデいの運営方法や認知症に関する情報提供など、市民ニーズへの対応

③ ボランティア活動の推進

市

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇広報誌に、市民のボランティア活動の様子を掲載することにより、市民のボランティアに関する関心や意識向上に寄与 ◇東日本大震災や台風12号の災害支援にボランティアを広く募集し、被災地に派遣	○今後も啓発普及が必要 ○今後も継続的な取組が必要

社会福祉協議会

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇ボランティア活動に関する情報発信や講座の開催、ボランティア体験教育の実施等による市民のボランティアに関する関心や意識向上に寄与 ◇ボランティアセンターにおけるコーディネート機能の充実により、市民のボランティア活動を支援	○市民ニーズに即応した情報提供が必要 ○ボランティアの育成プログラムを整備する人材の確保 ○ボランティア活動の気運の向上に向け、今後も継続的な取組が必要

④ 公共施設の有効活用・充実

市

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇市教育委員会ホームページ及び各公共施設のホームページを開設し、効果的なPRを展開 ◇福祉のまちづくり重点地区整備計画に基づき、バリアフリー整備を推進	○ホームページ上での利用予約システムの構築 〔前計画の積み残し〕 ●施設間における役割等の調整に基づく、既存施設の有効活用

社会福祉協議会

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇会議、講座、イベント等における公共施設の積極的な活用により、市民の活動の活発化に寄与	○活動が活発なグループに対し、1コーナーの貸与の検討

⑤ 各種団体等の活動支援

市

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇地域自治協議会等に対し、福祉に関する情報提供により活動を支援し、活動の活性化に寄与 ◇各地区を単位としたミニデイ事業を実施し、地域高齢者の福祉の増進に寄与 ◇NPO法人に対し、活動助成金に関する情報提供により、制度を活用した活動が展開	○専門的な情報提供や支援が必要 ○自治会や各種団体の活動拠点づくりの推進 ○NPOへの高い専門性への対応 〔前計画の積み残し〕 ●広報やホームページ、窓口等での自治会や各種団体の広報・啓発 ●社会福祉協議会との連携のもと、各種団体等との連絡会議や懇談会等の開催による交流促進

社会福祉協議会

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇各支所単位でのボランティア連絡会の開催を通じた各種グループ・団体への支援による活動の充実に寄与	○各支所におけるコーディネート機能の整備

主な取組	第2期計画に向けての課題
	〔前計画の積み残し〕 ●各種団体のリーダー等を対象とした新任研修、フォローアップ研修の実施や個別の組織・団体内での研修を支援し、人材の育成を図る。

⑥ 交流活動の推進

市

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇学校等における世代間交流の推進により、地域に開かれた学校づくりが推進 ◇老人クラブ活動により、高齢者の生きがいづくりに貢献 ◇講演会等の開催により、市民の交流機会を創出 ◇対象者毎に実施している行事等の見直しと総合化により、行事開催の効率化が図られ参加者の満足度が向上 ◇学校施設を交流の場として開放することにより、市民の交流活動の活性化に寄与 ◇広報やホームページ等で交流機会についての情報提供を行うことにより、市民の活発な交流活動に寄与	○交流時間の調整・確保が難しい ○障害がある人の参加促進 ○開催回数の増加や多様な行事・イベントの検討 ○会場提供の日程調整が困難。学校備品の管理や消耗品の使用についての調整が必要。

社会福祉協議会

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇交流活動を支援する人材の養成に向けた取組 ◇自治会行事等への道具貸出、講師派遣、資料提供等により、自治会活動の活性化に寄与	○人材養成講座等の定期的な開催が必要 ○今後も継続的な取組が必要

(4)基本目標4 安心して暮らせる地域づくりを推進します

① 外出・移動支援の充実

市

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇交通安全施設の整備により、歩行者の通行の安全性確保に寄与 ◇アコバスの事業内容の充実により、利用者数は年々増加（3台の内、低床バスを1台導入・運行し、公共交通機関の利便性向上を推進） ◇外出支援サービス及び移動支援事業の実施により、寝たきり高齢者や障害のある人の外出機会が増加	○駅のバリアフリー化や低床バスの拡大については、関係機関との調整が必要 ○評価基準の設定による定期的な見直しと段階的な再編の実施 ○外出支援サービス及び移動支援事業の利用の対象範囲の拡大

社会福祉協議会

主な成果	第2期計画に向けての課題
◇交流活動を支援する人材の養成に向けた取組 ◇自治会行事等への道具貸出、講師派遣、資料提供等により、自治会活動の活性化に寄与	○人材養成講座等の定期的な開催が必要 ○今後も継続的な取組が必要

② 災害時や緊急時の支援体制の充実

市

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇住宅用災害警報器の設置状況の調査により、住民の防火意識の向上や設置による災害時の人的被害の軽減に寄与 ◇民生委員・児童委員における要援護者台帳の作成、自主防災組織における避難計画の作成、聴覚障害者に対する情報提供の仕組みづくりなど、災害時要援護者の支援体制づくりを推進 ◇聴覚に障害のある人に対するファックス電話の給付、携帯電話での防災情報の入手、手話通訳者や筆記要約者の派遣体制の整備などにより、障害者において緊急情報等の取得の容易性と安心感の高まりに寄与 ◇福祉施設との協定による福祉避難所の確保と災害時要援護者の避難体制を充実 ◇ドクターヘリ、ドクターカーの運行により、三次救急体制が充実	○罰則規定がないため、市内100%の設置は困難 ○未作成組織における作成支援、台帳の管理・更新作業が必要等 ○ケーブルテレビの活用や情報伝達の多重化の推進 ○市内の二次救急体制の充実が必要

主な取組	第2期計画に向けての課題
	〔前計画の積み残し〕 ●自主防災組織の活動の活性化 ●避難後のケアに関するマンパワーの確保

社会福祉協議会

主な成果	第2期計画に向けての課題
◇災害時におけるボランティアの確保・必要性に対する市民の意識向上	○災害ボランティアの育成・確保に向けた継続的な取組が必要 〔前計画の積み残し〕 ●災害時におけるボランティア等の活動マニュアルの作成

③ 防犯活動の推進

市

主な取組	第2期計画に向けての課題
◇防犯パレードや防犯に関する講演会の開催、表彰等により、市民の防犯意識の向上に寄与 ◇防犯灯設置に関する助成等により、防犯環境の向上に寄与	○今後も継続した取組が必要 ○今後も継続した取組が必要

社会福祉協議会

主な成果	第2期計画に向けての課題
	〔前計画の積み残し〕 ●地域の防犯パトロール活動を支援するため、必要な講座の開設や情報提供を行う。

4. 朝来市の地域福祉の推進課題

朝来市の人口等の動向をはじめ、関係団体等への意向調査結果や既存計画におけるアンケート調査結果、これまでの地域福祉に関する取組状況等から朝来市の地域福祉に関わる課題を分析すると、おおむね次のように整理されます。

（１）市民同士のつながりの強化

少子高齢化や核家族化の進行、人々の価値観やライフスタイルの変化等により、市民の地域に対する無関心や住民同士のつながりの希薄化等が地域福祉を推進する上で、大きな問題となっています。

このため、地域での住民相互の交流や世代間交流を通してつながりを深めるなど、地域一体となって地域福祉を推進していくための土壌づくりが必要です。

（２）生活課題の発見・気づきの仕組みづくり

地域福祉の推進のためには、市民自らが地域に目を向け、問題に対応していくことが求められます。

このため、市民が地域の生活課題を発見・共有し、解決に向けた意見交換や情報交換を行う仕組みを検討するとともに、課題解決のための活動につなげていく必要があります。

（３）サービス利用者のニーズ把握と良質なサービスの提供

高齢者や障害のある人等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、常に適切かつ良質なサービスを提供していく必要があります。

このため、サービス利用者のニーズ把握に努めるとともに、関係機関、サービス事業者との連携強化やサービスを提供する人材の資質向上に向けた取組等を推進し、質・両ともに十分なサービスを提供していく必要があります。

（４）情報提供・相談支援体制の充実・強化

本市では、広報やホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、市民に福祉情報を提供していますが、“福祉に関する情報が伝わってこない”という意見等もあることから、市民ニーズを的確に把握し、市民が求める情報を積極的に発信していく必要があります。

また、視覚障害や聴覚障害のある人等にも的確に情報が届く仕組みや高齢者等にもわかりやすい情報提供に努めるとともに、関係者における地域情報の共有を図る必要があります。

相談体制については、地域の身近な相談窓口の設置や民生委員・児童委員、障害者相談支援専門員等を配置し、市民の様々な相談に対応しています。

今後については、相談窓口の周知徹底やワンストップサービス化、相談から必要なサービスにつなぐ仕組みづくりにより、住民サービスの向上に努めていく必要があります。

（５）地域活動の活性化に向けた取組

本市では、地域自治協議会活動や老人クラブ活動、NPO・ボランティア活動など様々な活動が行われています。

しかし、担い手となる人の高齢化や固定化が問題となっているほか、市民の地域に対する無関心や住民同士のつながりの希薄化等により、活動への参加状況も減少傾向にあり、活動の活性化が必要となっています。

このため、一人ひとりが地域福祉の当事者であるという意識を高めるとともに、若者や子育て世帯等も気軽に活動に参加しやすい体制づくり等を検討し、活動への参加促進と活動の活性化を推進していく必要があります。

（６）地域ぐるみの防災・防犯体制の確立

地震や火災、風水害等の災害発生時において、高齢者や障害者等の要援護者を救援するためには、地域住民による主体的な避難支援体制が不可欠となっています。

本市では、これまでも、要援護者台帳の作成や自主防災組織における避難計画の作成など、災害時要援護者の支援体制づくりを進めてきましたが、今後も災害時要援護者の支援はもとより、自助、共助、公助を基本とした地域ぐるみの支援体制を構築し、災害に強いまちづくりを目指していく必要があります。

また、犯罪から弱者を守る体制の強化が求められており、地域ぐるみで自分たちの安全を守る意識を醸成し、住民同士のつながりと活動により、安心して生活できる地域づくりを推進していく必要があります。

＜第3章＞ 計画の基本方向

1. 基本理念

私たちのまち朝来市では、まちづくりの基本的な考え方を「自考・自行、共助・共創のまちづくり」とし、市民と行政がそれぞれの役割と機能を分担する地域協働・地域自治のシステムをつくり、市民が主体となったまちづくりに取り組んでいます。

こうした取組のもと、私たちのまち朝来市における地域福祉活動は、いわゆる福祉サービスや福祉活動を積極的に展開する一方で、地域住民のつながりを意識した地域福祉環境の整備を目指します。

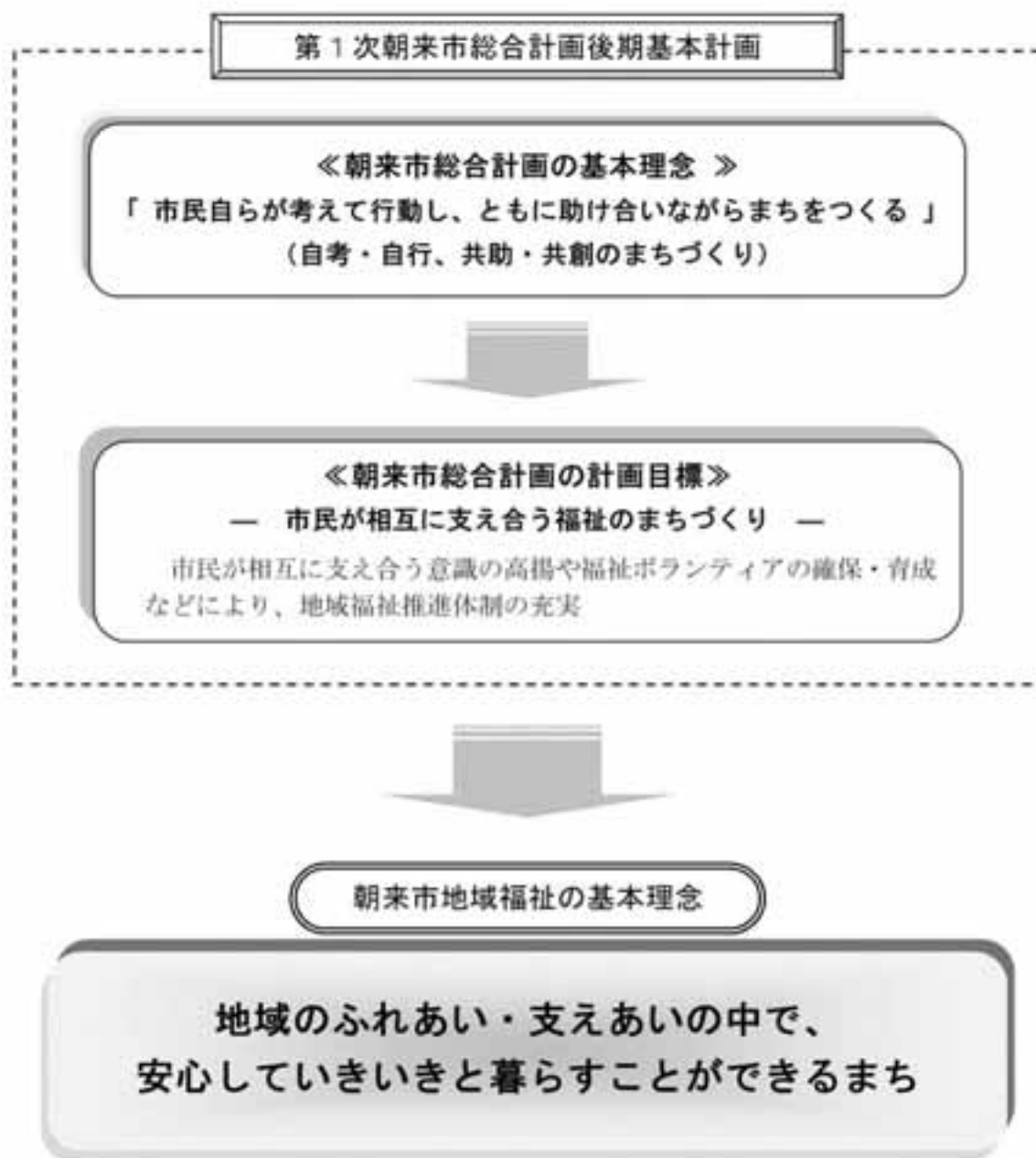
地域福祉とは、地域住民相互の扶助活動を通し、支え合いの活動が私たちのまち朝来市で、精神的に安堵し明日への活力を培う生活環境づくりであり、生きがいを持って暮らしていける地域社会づくりの基本となる活動と位置づけます。

大きな災害などから立ち直ろうとするときに、物質的な支援や援護だけでは癒されない、精神的なダメージを克服するために、地域住民の「気持ち」を「繋ぐ（つなぐ）」精神的な支柱となる地域福祉活動を目指していきます。

私たちのまち朝来市の地域福祉計画では、これを『気繋（きづな）』と表現することとします。

すなわち、私たちのまち朝来市の地域福祉は、『気繋（きづな）：絆』を育むための基本的な活動に重点を置き、こころの福祉により、安心と安堵の暮らしを構築するための基盤づくりを目指すものです。

第2期朝来市地域福祉計画は、精神的な支柱を支え合う地域福祉環境の礎を築くために、市民や地域コミュニティ等による主体的な福祉活動の取組を前提に、第1期計画で掲げた『安心していきいきと暮らすことができるまち』の実現に取り組んでいくこととします。



2. 基本目標と施策の方向

本計画の基本目標と施策の方向については、社会情勢の変化や朝来市の地域福祉を取り巻く現状、関係団体等の意向調査等から見えてきた課題を整理して、以下のとおり新たな「施策の方向」の項目を追加するとともに、第2期計画を5本の柱で構成することとします。

【第1期計画】

基本目標1 地域福祉への理解を広めます

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) 福祉学習の推進

基本目標2 サービスの利用を支援します

- (1) 情報を届ける仕組みの充実
- (2) 相談体制の充実
- (3) 福祉サービス等の基盤整備と質の向上
- (4) 福祉サービス利用者の権利擁護
- (5) ケアマネジメントの充実

基本目標3 地域での支えあい活動を支援します。

- (1) 要支援者の把握と支援体制の整備
- (2) 福祉課題を話し合う場づくり
- (3) ボランティア活動の推進
- (4) 公共施設の有効活用・充実
- (5) 各種団体等の活動支援
- (6) 交流活動の推進

基本目標4 安心して暮らせる地域づくりを支援します

- (1) 外出・移動支援の充実
- (2) 災害時や緊急時の支援体制の充実
- (3) 防犯活動の推進

【第2期計画】

基本目標1 地域福祉への理解と参加

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) 福祉学習の推進
- (3) 地域福祉を担う人材の発掘と育成

基本目標2 サービスの利用と活動の展開

- (1) 情報を届ける仕組みの充実
- (2) 相談体制の充実
- (3) 福祉サービス等の基盤整備と質の向上
- (4) 福祉サービス利用者の権利擁護
- (5) ケアマネジメントの充実

基本目標3 地域での支えあい活動

- (1) 要支援者の把握と支援体制の整備
- (2) ボランティア活動の推進
- (3) 各種団体等の活動支援
- (4) 交流活動の推進
- (5) 制度のはざまにいる人への支援

基本目標4 地域福祉社会形成の基盤強化

- ▶ (1) 福祉課題を話し合う場づくり
- ▶ (2) 公共施設の有効活用・充実
- (3) 地域医療体制の充実
- (4) 保健・医療・介護・福祉の連携強化
- (5) (仮称)地域福祉推進協議会との連携強化・支援

基本目標5 安心して暮らせる地域づくり

- (1) 外出・移動支援の充実
- (2) 災害時や緊急時の支援体制の充実
(災害時要援護者支援体制の強化)
- (3) 防犯活動の推進

※下線部は、今回新たに追加した項目

3. 施策の体系

◆朝来市総合計画の基本理念

「市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくる」
(自考・自行、共助・共創のまちづくり)

◆朝来市地域福祉の基本理念

地域のふれあい・支えあいの中で、
安心していきいきと暮らすことができるまち

〔施策の方向〕

基本目標1

地域福祉への理解と参加

- (1)啓発・広報活動の推進
- (2)福祉学習の推進
- (3)地域福祉を担う人材の発掘と育成

基本目標2

サービスの利用と活動の展開

- (1)情報を届ける仕組みの充実
- (2)相談体制の充実
- (3)福祉サービス等の基盤整備と質の向上
- (4)福祉サービス利用者の権利擁護
- (5)ケアマネジメントの充実

基本目標3

地域での支えあい活動

- (1)要支援者の把握と支援体制の整備
- (2)ボランティア活動の推進
- (3)各種団体等の活動支援
- (4)交流活動の推進
- (5)制度のはざまにいる人への支援

基本目標4

地域福祉社会形成の基盤強化

- (1)福祉課題を話し合う場づくり
- (2)公共施設の有効利用・充実
- (3)地域医療体制の充実
- (4)保健・医療・介護・福祉の連携強化
- (5)(仮称)地域福祉推進協議会との連携強化・支援

基本目標5

安心して暮らせる地域づくり

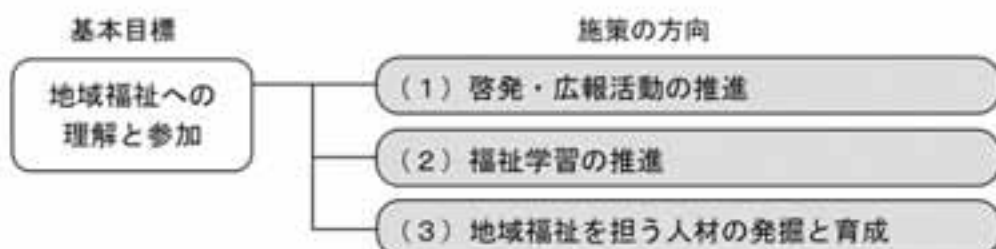
- (1)外出・移動支援の充実
- (2)災害時や緊急時の支援体制の充実
(災害時要援護者支援体制の強化)
- (3)防犯活動の推進

≪第4章≫ 地域福祉の展開

基本目標

1

地域福祉への理解と参加



(1) 啓発・広報活動の推進

近年における啓発・広報活動の推進により、すべての市民が「年齢や障害によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに暮らし、ともに生きる社会」という共生社会の理念は市民に浸透しつつありますが、まだまだ十分とは言えません。

また、福祉はすべての人に係る問題でもあり、誰もがライフステージのいずれかの段階で福祉サービスを必要とするものの認識を更に深めていくことが必要です。

関係団体等意向調査では、市民の福祉意識の向上を図るために、「社協の出前事業を利用して、小さな研修会を継続することで住民意識を変えていく」、「ご近所マップや災害マップづくりを通して福祉意識の向上を図る」といった声も聞かれました。

今後も住民一人ひとりが地域社会の一員としての意識を高め、助け合い、支え合う地域を目指して、福祉意識をより一層高めていくことが必要であり、『啓発・広報活動の推進』のために、次のような取組を実施していきます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
まちづくり	・市民一人ひとりが福祉に積極的に関わり、地域社会の中で市民相互の支え合いによって助け合う自助意識や共助意識の高揚を図る。 ・福祉に対する意識の高揚を図るための教育の充実や、自分以外の人々のことを考えて行動する気配りや思いやりのある「心のユニバーサルデザイン」の普及・啓発を推進する。
子育て	・地域ぐるみによる子どもの育成や、子育て家庭の支援に向けた市民意識を醸成する。
障害のある人に対する理解促進	・様々な交流活動や福祉教育等を通じ、障害のある人に対する市民の理解促進と理解向上を推進する。
人権の尊重	・家庭、学校、地域、職場等での、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を促す。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民や家庭	・行政、社会福祉協議会、関係機関・団体等が発信する情報への理解を深める。 ・福祉について話し合う機会をつくる。 ・福祉講演会や福祉関連のイベント等に積極的に参加する。 ・隣近所とのあいさつや声かけ等を行うとともに、隣近所で困っている人がいたら、積極的に声をかける。
地域	・福祉意識を取り入れた地域行事を開催する。 ・福祉について話し合う機会をつくる。
関係機関や団体等	・活動を通じた会員等や市民への福祉意識を啓発する。
社会福祉協議会	・広報やホームページを活用した啓発情報を発信する。 ・福祉に関する資料やビデオ等の貸し出しを実施する。 ・小地域での福祉懇談会等を開催する。 ・地域支援員活動を通じた啓発活動に努める。

活動主体	取組への提言
行政	・広報やホームページ、ケーブルテレビを活用した啓発情報を発信する。 ・福祉意識を醸成する講演会や魅力あるイベント等を開催する。 ・「障害のある人と市民のつどい」等の交流機会や協働活動の機会を積極的に創出する。

（２）福祉学習の推進

次代を担う子どもたちが健やかに成長していくためには、「福祉のこころ」を醸成することが大切です。そのためには、幼児教育や学校教育、障害のある子どもや高齢者との交流など、福祉分野における取組が重要です。

また、生涯学習の充実や子どもから大人まで地域で気軽に福祉を学べる機会を創出することにより、地域における福祉活動の展開にも寄与することが期待されます。

本市の学校教育では、教育活動全体を通じて福祉教育に取り組んでいるほか、市社会福祉協議会では市内の小・中学校に福祉教育推進校の指定を行うとともに、福祉教育・ボランティア活動等の実践者の派遣による学校での福祉教育の支援を行っています。

また、社会教育では、公民館等における生涯学習講座や教室の中に福祉活動やボランティア活動等の学習を取り入れるなど、市民の福祉活動への理解と参加を推進しています。

関係団体等意向調査では、「児童・生徒の福祉交流や体験機会が減少している」、「イベント等を利用して障害者と健常者の交流を深めるべき」といった声が聞かれました。

これらを踏まえ、今後も家庭、学校、地域、行政等が連携しながらこれらの取組を一層充実することが求められ、『福祉学習の推進』のために、次のような取組を実施していきます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
学校教育・社会教育	・学校教育や社会教育において福祉教育の充実を図り、幼少期からの福祉の心を育む。
生涯学習活動の推進	・福祉教育の位置づけを明確にするとともに、福祉に関する講座の充実や福祉について学習する機会を充実させ、福祉教育の推進を図る。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民や家庭	・家庭内教育を推進する。 ・社会福祉協議会や行政が実施する福祉学習等に参加する。 ・学習したことを地域活動に活かす。
地域	・PTA等の地域組織が中心となって、親や親子を対象とした手話講座、障害のある人の講話など、家庭、地域が一体となった福祉教育に取り組む。
関係機関や団体等	・活動を通じた会員等への福祉学習を実施する。 ・地域、社会福祉協議会、行政が実施する福祉学習への支援を行う。

活動主体	取組への提言
社会福祉協議会	・市内小中高等学校及び特別支援学校への助成と学校や地域における福祉教育の取組を支援する。 ・夏休み等を利用したサマーボランティア体験教室の実施など、児童・生徒のボランティアの育成を進める。 ・小地域での福祉懇談会等を開催する。 ・地域における福祉活動と連携した実践的な福祉学習講座を開催する。

活動主体	取組への提言
行政	・関係機関等との連携による地域福祉学習プログラムの開発に取り組む。 ・ホームページやケーブルテレビを活用した学習機会を提供する。 ・学校での福祉教育の充実や子どもたちの社会奉仕活動、体験活動等の機会の充実に取り組む。 ・公民館の学習講座等において魅力ある福祉講座を提供するとともに、参加しやすい時間帯での開設等により、新たな受講生の参加を促進する。 ・市民が学習した成果が、地域の福祉活動に活かされるような仕組みづくりを検討する。 ・出前講座等の利用促進による学習機会の拡充や情報提供の拡充、関係機関・団体等が実施する福祉学習を支援する。

（３）地域福祉を担う人材の発掘と育成

地域福祉活動を進めるためには、地域福祉の推進役となる人材の発掘と育成を計画的かつ継続的に行っていく必要があります。

本市では、社会福祉協議会、社会福祉士、介護福祉士等の専門的知識を有した人々や民生委員・児童委員、福祉委員、自治会（区）や地域自治協議会のリーダー等が地域福祉の担い手となって活動しています。

しかし、民生委員・児童委員においては、高齢化や後継者不足が進んでおり、地域自治協議会においても、活動を実施する側、参加する側両方とも高齢者であるなど、人材の育成が喫緊の課題となっています。

地域内には、専門的な能力や特技を持った多様な人材が存在しており、特に、保健師、看護師、保育士、社会福祉士、介護福祉士等の専門的な資格や経験を持ちながらも、その職に就いていない有資格者が存在しています。

また、団塊の世代など、退職者の増加は今後、地域のまちづくりの担い手として期待されます。

このため、退職者や学生、主婦、有資格者等が気軽に地域福祉に参加し、活躍できるような仕組みづくりが求められ、『地域福祉を担う人材の発掘と育成』のために、次のような取組を実施していきます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
地域福祉の担い手の育成	・担い手育成のための講座、研修会等を開催する。 ・ボランティアやNPO等についての広報の充実や、ボランティア養成講座等の充実を図る。 ・民生委員・児童委員の活動等を支援し、活動しやすい環境づくりに努める。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民や家庭	・自治会（区）活動や地域自治協議会、民生委員・児童委員活動等の理解を深め、その活動に協力する。 ・地域福祉のリーダー育成の講座や研修会等に参加する。 ・退職者は、自らの生きがいづくりの一つとして、地域福祉活動に積極的に参加する。 ・介護や子育て等の経験者は、その経験を活かし、地域福祉活動に積極的に参加する。
地域	・住民に対し、地域福祉活動への参加を呼びかける。 ・団塊の世代や若者の力を地域活動に活用する。 ・地域活動への参加をきっかけとして、新たなリーダーとなる人材の発掘・育成を行う。
関係機関や団体等	・地域における人材の発掘や役員の後継者育成に取り組む。 ・地域住民が地域福祉活動に参加しやすいよう、情報提供の充実や雰囲気づくりに努める。
社会福祉協議会	・団塊の世代が地域で活動できるようオリエンテーションを実施する。実践事例の紹介等によって啓発活動を推進する。

活動主体	取組への提言
行政	・民生委員・児童委員、福祉委員等の研修等を通じて、知識の向上と人材育成を進める。 ・福祉専門職の育成を進める。 ・若い世代が地域福祉活動に参加するきっかけとなる場づくりや情報提供を推進する。



(1) 情報を届ける仕組みの充実

本市では、市役所の担当窓口をはじめとして、地域包括支援センター、地域子育て支援センター、社会福祉協議会、市広報紙、ホームページ等において、福祉に係る様々な情報提供を行っています。

今後も高齢者や視力・聴力に障害のある人に配慮した情報の伝達に加え、福祉サービスを利用していない人にも必要な情報が届くような体制づくりが必要です。

関係団体等意向調査においても、「高齢者や障害者等がわかりやすい情報提供が必要」、「広報等で周知されているが、まだ不足している」、「高齢者福祉に比べて、障害者福祉に関する情報提供が少ない」といった声が聞かれました。

一方、近年の個人情報保護への過剰な反応等から、関係団体等意向調査において「見守りや支援が必要となる人の情報を把握・共有できない」、「福祉活動が思うように進まない」といった声も聞かれました。

そのため、関係者に一定のルールに基づいた情報提供を行うとともに、適正な活用を啓発することが必要となっています。

さらに、それぞれの団体や関係機関が持っているノウハウや各種情報を有効活用できるよう、行政と関係機関が互いに連携し、情報のネットワーク化や共有化の推進、福祉関連情報の一元化を推進していく必要があります。

これらを踏まえ、『情報を届ける仕組みの充実』のために、次のような取組を実施していきます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
広報活動の充実	・情報内容の充実や情報提供の迅速化、双方向化、情報バリアフリー（視聴覚に障害のある人など、情報弱者への配慮）を図りながら、広報やホームページ、ケーブルテレビ等の多様な媒体と手法を活用し、市民参画による広報活動を充実する。 ・障害者分野の情報提供の強化を図る。
情報の共有化と個人情報の保護	・関係機関、団体、事業者間で情報の共有化を図るとともに、プライバシーの保護や個人情報保護法への配慮から、適切な情報の運用が図られるように配慮する。
市民と行政の相互理解の推進	・出前講座の周知徹底を図るとともに、講座内容の充実を図り、活用促進による市民との対話に努める。
ケーブルテレビの高度利用の推進	・非常時の防災情報の発信、各種行政情報、市民による地域活動情報の提供、自主放送番組の充実など、市民参画の検討と多面的な利用を促進するほか、デジタル化による双方向性の活用検討など、市民と行政をつなぐ地域情報媒体としての高度利用を推進する。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民や家庭	・行政、社会福祉協議会、関係機関・団体等が発信する情報への理解を深めるとともに、積極的に活用していく。 ・自分が欲しい情報を情報提供機関に伝える。 ・出前講座や講習会等に積極的に参加する。
地域	・一人暮らし高齢者、障害のある人、母子・父子家庭など、情報が入手しづらい人への支援に取り組む。 ・回覧、広報配布等の情報伝達に協力する。 ・住民同士の声かけやあいさつを通して、隣近所の情報をお互いに共有する。 ・民生委員・児童委員、福祉委員、協力委員、自治会（区）長間での情報の共有化を進める。
関係機関や団体等	・当事者への情報提供を積極的に進める。 ・関係機関・団体等として欲しい情報を行政や社会福祉協議会に伝える。 ・行政、社会福祉協議会等と連携し、情報を共有化する。
社会福祉協議会	・広報やホームページに地域における福祉活動やボランティアの活動状況を積極的に紹介し、地域や関係機関・団体等が行う情報提供に関する活動への支援など、情報ステーションとしての機能を整備する。 ・行政との情報提供に関する役割分担のもと、分かりやすく的確な情報の提供を実施する。 ・小地域での福祉懇談会等での情報提供を充実する。 ・行政、関係機関・団体等と連携し、情報を共有化するなど、双方向に情報が流れるような仕組みをつくる。

活動主体	取組への提言
行政	・広報やホームページに記載する情報内容の更なる充実を図るとともに、ケーブルテレビの活用など、多様な方法による情報提供を進める。 ・広報等の配布方法について、自治会、関係機関・団体等との連携のもと充実努める。 ・行政部局（健康福祉部、教育委員会）と社会福祉協議会における情報提供の役割分担の明確化や連携を強化するとともに、相談や問い合わせ件数等を分析し、分かりやく的確な情報の提供を実施する。 ・情報提供に関する市民グループの立ち上げなど、市政モニター制度との連携を図りながら、広報やパンフレット等を作成する際に市民が積極的に係わる仕組みを検討する。 ・出前講座の内容の充実を図るとともに、市民への周知徹底と活用促進を図り、対話型の情報提供を推進する。 ・社会福祉協議会や関係機関・団体等、事業者と連携を密にし、情報提供や情報の交換・共有化を推進する。 ・個人情報をも有効に活用するためのルールづくりについて検討する。 ・情報の取得が困難な人に確実に情報を提供するため、直接顔を合わせる対面式による提供方法等を検討する。

（２）相談体制の充実

本市では、市民の福祉に係る多様な相談に対応するため、市役所担当窓口をはじめ、地域包括センター、保健センター、認定こども園等の専門機関のほかに、民生委員・児童委員、福祉委員、母子自立支援員、家庭児童相談員、障害者相談員等の各相談員が地域での身近な相談窓口として活動を行っています。

しかし、地域の中には、相談先がわからない市民や相談できずにいる市民がまだまだ潜在していることが想定されます。

関係団体等意向調査においても、「どこに相談したらいいのかわかりづらい」、「窓口の周知が必要」、「きめ細かな相談体制を整える必要がある」といった声が聞かれました。

このため、相談窓口の周知徹底を図るとともに、すべての地域で様々な困りごとや悩みごとを気軽に相談できる体制や、窓口間のネットワーク化、さらには関係団体と連携した総合的な相談体制の構築を推進していく必要があります。

また、複雑・多様化する相談に対応するため、専門的知識の豊かな人材を配置することも必要です。

これらを踏まえ、『相談体制の充実』のために、次のような取組を実施していきます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
相談体制の充実	- 各行政機関の相談窓口や関係団体等で行っている相談窓口の周知徹底と、関係機関が連携した相談支援体制を強化する。 - 相談員の資質の向上や専門的な人材確保に努める。
民生委員・児童委員等の活動支援	情報提供を充実させ、民生委員・児童委員等の活動の支援に努める。
子育て支援	保健センター、認定こども園、保育所、幼稚園、子育て学習センター、等の相談窓口における相談体制の充実を図るとともに、民生委員・児童委員、母子自立支援員等による見守りや個別相談体制を強化する。
高齢者福祉の充実	- 高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターの利用促進を図る。 - 地域包括支援センターと関係機関等が連携した見守りや支え合い等のネットワーク化を図る。
障害のある人の自立支援	- 障害のある人の心身の状況や家庭環境等を的確に把握し、個々に応じた適切な指導及び支援が行えるよう、相談体制の強化を図る。 - 地域自立支援協議会や相談支援事業の活動により、関係機関等が連携し、障害のある人への支援のネットワークを図る。
一人親家庭の自立生活を支援	母子自立支援員、家庭児童相談員、民生委員・児童委員等の連携により生活実態を把握するとともに、子育てや就労、生活費など、一人親家庭の精神的・経済的な不安を解消するための相談指導を強化する。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民や家庭	「市広報朝来」や市ホームページ等を活用して、相談窓口や相談事業を把握する。 - 社会福祉協議会や行政が実施する福祉学習等に参加する。 - 困りごとや不安なことなど、市の相談窓口や民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉協議会等に気軽に相談する。
地域	- 相談窓口の連絡先等の理解を深めるとともに、福祉について話し合う機会をつくる。 - 民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員による地域活動やボランティア活動への支援とともに、身近な地域で福祉について気軽に相談できる人材を増やし、地域で解決できる体制づくりを進める。
関係機関や団体等	- 民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員、障害者相談員による地域活動を推進する。 - 会員相互の情報交換等を進めるとともに、行政や関係機関が実施する研修等に積極的に参加し、相談体制の充実を図る。 - 施設の24時間機能をフル発揮し、いつでも相談が受けられる基盤を作っていく。

活動主体	取組への提言
社会福祉協議会	・職員による地域支援体制の充実を図り、地域の身近な相談員として機能を充実させる。 ・地域支援員や相談窓口の周知を図る。 ・地域活動支援講座の充実による身近な地域で福祉について気軽に相談できる人材を育成する。 ・関係機関との連携を強化し、ラウンドテーブルの会議など実践すると共に関係機関での情報共有などによって相談体制を強化する。

活動主体	取組への提言
行政	・各種相談窓口の周知徹底と市民への利用を呼びかける。 ・各種の相談窓口の総合化（ワンストップサービス化）など、利用者が使いやすい窓口機能の充実を図る。 ・情報収集や専門機関との連携を強化し、相談内容の充実に努めるとともに、個人情報の保護に留意しながら社会福祉協議会や関係機関等との相談内容の共有による迅速な支援の展開に繋げる。 ・民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員、障害者相談員など、地域で相談活動にあたる関係団体等との連携を密にするとともに、情報提供や情報交換、情報の共有化を推進する。 ・虐待（児童・高齢者・障害者）、ドメスティック・バイオレンス、子育て、介護、障害、介護予防、健康づくり、教育など、多岐にわたる福祉課題に対応した相談や支援に対応できる体制整備と情報の共有化を推進する。 ・ケーブルテレビが持つ双方向性の機能を利用した相談や指導の実施、ホームページのメール機能を活用した相談など、相談窓口まで来ることが困難な人への支援策を検討する。 ・全ての相談窓口や相談事業等を一覧表で整理し、広報やホームページ、等に掲載する。 ・様々な相談に対し、適切できめ細かな対応ができるよう、研修等を通じて相談員の資質や専門性の向上、並びに人材の確保に努める。

（３）福祉サービス等の基盤整備と質の向上

市民一人ひとりが住み慣れた地域で、自立して安心して暮らし続けていくためには、保健・医療・福祉など、安心して暮らすために必要な諸サービスが身近に整備され、しかも総合的に利用できるよう、それぞれが連携し機能していることが必要です。

一方で、市民の複雑多様化する福祉ニーズに応じたきめ細かなサービスを提供するためには、高い専門性を持つ社会福祉法人やNPO法人、医療法人、民間企業等の多様な事業者の福祉事業への参入が必要です。

関係団体等意向調査においては、「民間事業者で対応できることは推進すべき」、「民間参入に当たっては、検証システムの導入等により質の確保が必要」、「民間参入もよいが、地域でのボランティア活動による福祉活動も必要ではないか」など、様々な意見が寄せられています。

一方、サービスの質的向上を図る上で、地域で提供されているサービスについて、使い勝手がよいかどうか評価する仕組みづくりが求められます。

関係団体等意向調査においては、「とても良い仕組みだと思う」、「福祉施策を推進する上で不可欠であるが、的確な評価ができるのか疑問である」、「障害者関係施設についてもサービス評価や情報開示がなされるべきである」といった声が聞かれました。

こうした状況を踏まえ、住民のニーズに対応した福祉サービスを確保するために、『福祉サービス等の基盤整備と質の向上』のために、次のような取組を実施していきます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
子育て支援	・保護者の子育てに対する不安や負担を軽減するとともに、保護者ニーズのみにとらわれず子どもの目線に立った保育サービスを実施するため、保育体制の整備と保育サービスの充実を図る。
介護保険事業の充実	・民間事業者と連携し、新たなサービス基盤整備に対する支援について検討する。 ・民間事業者と連携を図りながら、バランスの取れた施設及び在宅での介護福祉サービスを進める。 ・民間事業者やNPO法人等の事業参入について検討を進め、市民の生活ニーズに応じた細やかなサービス事業の展開を図る。 ・福祉サービスの評価やサービス内容の開示等により、適切なサービスを選択出来る仕組みづくりについて検討を進める。 ・地域包括支援センター活動を充実させるほか、福祉専門職やサービス提供事業者の業務内容を充実するための研修や指導を強化する。 ・いつまでも自立した生活が送れるように、介護予防の諸施策を展開する。
高齢者福祉の充実	・地域包括支援センターが中心となり、高齢者への効果的な地域支援事業を推進するとともに、各種制度・事業の体系や実施体制を適宜検証しつつ、サービスと負担の適正化に向けた検討を行う。
障害のある人の自立支援	・障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実を図り、障害のある人の日常生活や自立を支援する。 ・地域自立支援協議会での検証・検討を踏まえ社会資源の整備に努める。
医療体制の充実	・関係機関と連携し、公立病院の医師確保を図り、市民の医療ニーズに対応した地域医療体制の整備充実を推進する。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民や家庭	・サービス内容の理解を深める。 ・ケアマネジャーやサービス提供事業者等に、サービスについての意見や要望を伝える。
地域	・地域で必要な活動やサービスの創出に取り組む。

活動主体	取組への提言
関係機関や団体等	・地域等との連携を図りながら、必要な活動やサービスの創出に取り組む。 ・サービス提供事業者は、サービス内容等の情報公開に努めるとともに、県が実施する福祉サービス第三者評価制度の受審によるサービスの質の向上に取り組む。 ・サービス提供事業者は、苦情相談窓口を設置し、苦情の適正な解決に努めるとともに、研修等による技術の向上と意識啓発を図る。
社会福祉協議会	・ボランティア活動に必要な講座などを充実し、市民が主体となった多様な活動やサービスが生み出せる人材づくりを推進する。 ・市民の福祉ニーズを把握した上で、必要なサービスの開発・事業化に取り組む。 ・行政との連携のもと地域活動からNPO活動へ移行する際の支援など、市民が主体となった活動への支援体制を充実する。 ・サービス提供事業者として、サービス内容等の情報公開に努めるとともに、県が実施する福祉サービス第三者評価制度の受審によるサービスの質の向上に取り組む。
行政	・次世代育成支援対策地域行動計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画に基づく、福祉サービスの基盤整備や関連施策を推進するとともに、各計画の達成状況の評価を実施する。 ・サービスの利用に関する相談や苦情対応の充実を図るとともに、市政モニター制度を活用し、市民の意向を踏まえたサービス提供の確保に努める。 ・サービス提供事業者との定例会等を開催し、情報の交換や提供など、連携体制の確保に努めつつ、サービス提供事業者への指導やサービス基盤を確保する。 ・NPO法人の高い専門性に応えるため、県と連携し、情報提供や相談支援など、活動を支援する。 ・県が実施する福祉サービス第三者評価制度の受審をサービス提供事業者に促進するとともに、地域自立支援協議会の体制・機能等に併せて、市における第三者評価の体制づくりを検討する。 ・福祉サービス利用者の立場に立った苦情解決の仕組みや第三者評価事業の仕組みについて、広報紙や市ホームページ等において市民に周知する。

活動主体	取組への提言
行政及び医療機関等	・市内公立病院の医師確保や診療科目の充実、二次救急医療体制の確保等により、市民の医療ニーズに対応した医療サービスの提供に努める。 ・市内公立病院、民間病院、一般診療所との連携による包括的な地域医療体制の構築を図る。 ・訪問看護など、高齢世帯の増加に伴う在宅医療のニーズや、障害のある人の地域生活の支援に対応した医療サービスの提供に努める。 ・引き続き南但休日診療所を開設するとともに、市内公立病院における救急医療体制の充実や、ドクターヘリ・ドクターカーの運用により高度救急医療が受けられる体制の充実に努める。

（４）福祉サービス利用者の権利擁護

認知症高齢者や障害のある人の中には、判断能力が不十分なために財産の管理や日常生活で生じる契約等の行為を行う際に、判断が難しく不利益を被る人がいます。

こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）があります。

本市では、広報紙上での掲載やパンフレットの作成・配布等により、両制度の普及・啓発を進めており、周知が浸透しつつあります。

また、平成23年度から、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として、成年後見制度利用支援事業を実施しています。しかし、周知がまだ十分ではなく、制度の利用には至っていません。

今後は認知症高齢者や障害のある方への、福祉サービスの利用援助や財産管理、日常生活における援助など、権利擁護に関する支援や相談の増加が予想されるため、両制度の更なる啓発活動と円滑な制度利用に向けた支援を推進していく必要があります。

これらを踏まえ、『福祉サービス利用者の権利擁護』のために、次のような取組を実施していきます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
制度や事業の周知	・成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用するメリットについて、市民や各種団体・機関等への周知徹底を図る。
円滑な制度や事業の推進	・地域包括支援センターや障害者相談支援事業において、認知症高齢者や障害のある人等の権利擁護相談を実施するとともに、社会福祉協議会等の関係機関相互の連携を強化し、権利擁護の推進を図る。 ・児童家庭相談室において、児童の権利擁護のための相談の充実を図る。
制度や事業の利用促進	・成年後見制度利用支援事業の周知徹底と利用促進を図る。 ・多くの人々が日常生活自立支援事業を利用できるよう、利用者に対して利用料の一部を助成する。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民や家庭	・制度や事業への理解を深める。 ・必要に応じて制度や事業を利用する。 ・悪質な訪問販売や振り込み詐欺等の被害に遭わないように注意する。
地域	・行政や社会福祉協議会との連携を図りながら、地域住民への情報提供を行う。

活動主体	取組への提言
	・民生委員・児童委員は、制度を必要とする対象者の把握や対象者への情報提供を行う。 ・高齢者等が悪質な訪問販売の被害者とならない地域づくりに努める。
関係機関や団体等	・制度や事業への理解を深めるとともに、対象となる人への情報提供を行う。
社会福祉協議会	・広報やホームページのみならず、あらゆる機会・場において、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の利用促進に向けた周知を行う。 ・専門員や生活支援員の資質向上により、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の実施体制を強化し、相談支援の充実に努める。

活動主体	取組への提言
行政	・広報やホームページ、ケーブルテレビ等の活用による成年後見制度や日常生活自立支援事業の更なる周知を行う。 ・地域包括支援センターや障害者相談支援事業において、認知症高齢者等や障害のある人を対象とした権利擁護事業を展開し、地域で安心して過ごせるよう支援を行う。 ・成年後見制度利用支援事業の周知徹底と利用促進を図る。

※成年後見制度とは？

- ・認知症高齢者や知的・精神障害者等は判断能力が不十分で、自分で財産管理や介護等の契約行為が困難な場合や、悪質商法の被害に遭う恐れがあることから、これらの人を法律的に保護する制度のことです。
- ・この制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」とがあり、法定後見制度は、判断能力の程度に応じ補助・保佐・後見の三段階に分かれ、医師の診断書を添えて本人や配偶者等の四親等内の親族が家庭裁判所に申し立て、補助人等を選任してもらいます。身寄りがいない人等については市長に成年後見の申し立て権が与えられています。
- ・任意後見制度は、本人が自ら選んだ任意後見人に対し将来判断能力が不十分になった時の生活や財産管理等に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する制度で、任意後見人と公正証書により任意後見契約を締結しておく制度です。

※日常生活自立支援事業とは？

- ・成年後見制度の対象とはならないまでも、判断能力が不十分のために支援が必要な人を対象として、市町村社会福祉協議会で行われています。福祉サービスを利用するに当たって必要な手続きや利用料の支払い、苦情解決制度の手続き等を、本人との契約により助言・相談、代行、代理等の方法により援助します。

（５）ケアマネジメントの充実

市民が福祉サービスを利用する場合、複数のサービスを必要とすることも多く、また、サービスの内容が福祉分野に限られるわけではありません。

そのため、保健・医療・福祉が連携し、サービスが総合的に提供される必要があり、そのための手法としてサービスをマネジメントする仕組みが重要となります。

本市では、介護保険や地域包括支援センターの運営協議会、障害者地域自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等を定期的に開催しているほか、必要に応じて、個別支援会議やサービス担当者会議を開催し、高齢者や障害のある人、児童の状態に応じたケアマネジメントを推進しています。

今後は、高齢者や障害のある人に限らず、すべての市民の生活の質を高め、また、地域福祉を推進していく上でも、ケアマネジメントの充実を図ることが必要です。

また、福祉分野のみならず、保健、医療、就労、教育等の分野も視野に入れたケアマネジメント制度の導入を検討していくことが求められます。

これらを踏まえ、『ケアマネジメントの充実』のために、次のような取組を実施していきます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
サービス総合調整の実施	・保健・医療・福祉関係者からなるサービスの総合調整体制の機能強化とケアマネジメント能力の向上に努める。 ・地域包括支援センターにおけるケアマネジメント体制づくりの経験を活かし、子育て支援等にも対応していけるよう検討を図る。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
関係機関や団体等	・サービス提供事業者による事業所内研修の実施や外部研修へ積極的に参加するなど、ケアマネジャー、障害者相談支援専門員等の資質向上を図る。 ・行政との連携を密にし、市におけるケアマネジメント体制の強化に協力する。
社会福祉協議会	・介護予防マネジメントの体制強化等に引き続き協力するとともに、関係機関と連携しながら効果的な事業の実施を検討する。 ・行政等と連携して、連絡会議や研修会を開催し、情報を共有しつつ、地域の福祉ニーズへの対応を図る。

活動主体	取組への提言
行政	・今後も地域ケア会議、個別支援会議を定期的に開催し、高齢者や障害のある人が個々の状態に応じた適切なサービスが受けられるよう、総合調整を実施する。 ・地域包括支援センターを核とした総合相談体制の充実を図るとともに、関係機関等が連携した見守りや支え合い等のネットワーク化を図る。 ・ケアマネジメントの質の向上を図るため、サービス提供事業者との連絡会議やケアプラン事例検討会等を開催し、県及び事業者とも連携を図りながらケアマネジャー等に対する支援及び資質の向上に努める。 ・保健、医療、就労、教育等の分野も視野に入れたケアマネジメント制度の導入を検討する。

3 地域での支えあい活動



(1) 要支援者の把握と支援体制の整備

高齢化や過疎化の進行により、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向にあるほか、日中一人暮らし高齢者や母子・父子家庭、介護を必要とする人や障害のある人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、地域には何らかの支援を必要とする人が大勢います。

誰もが、住み慣れた地域でいつまでも共に暮らしていくためには、このような人たちの的確に把握し、地域をあげて支えていくことが必要となっています。

本市では、民生委員・児童委員や高齢者相談センター職員、地域の福祉委員等による高齢者、一人暮らし高齢者、障害のある人等への家庭訪問等により、地域の要支援者の把握に努めています。

今後もさらに増加する要支援者への対応が求められますが、関係団体等意向調査によると、「社会福祉協議会や地域自治協議会、民生委員・児童委員、福祉団体等の関係機関のネットワーク構築が必要」、「適切に支援につなげていくことが必要」、「個人情報保護の関係で把握が難しい」といった意見がみられました。

このため、家庭訪問や見守り活動を継続するとともに、行政と関係機関の連携を強化し、何らかの支援を必要とする人が「どこにいるのか」、「どのような支援を必要としているのか」、「どのような支援体制が効果的か」等の情報を共有し、要支援者を支援する体制の充実に努める必要があります。

これらを踏まえ、『要支援者の把握と連携体制の整備』のために、次のような取組を実施していきます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
地域の助け合いのネットワーク	・地域自治協議会や自治会（区）が中心となって、民生委員・児童委員、福祉推進等の福祉関係者と相互に連携して、要支援者の把握と情報の共有化を推進する。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民や家庭	・あいさつ、声かけ運動を積極的に実施する。 ・自治会等が行う要支援者の把握活動に協力する。 ・災害等の緊急時には、積極的に誘導や援助を行う。
地域	・要支援者の把握、情報の管理、緊急時における連携体制について、地域の福祉関係者を交えた協議を自治会単位で実施するとともに、要支援者の把握活動の実践に取り組む。 ・個人情報の管理者（取扱者）においては、個人情報の保護に配慮しながら、要支援者の把握や援助活動に活用する。
関係機関や団体等	・自治会等と連携した民生委員・児童委員、障害者相談員等による地域活動を実施する。 ・当事者組織等は活動内容の充実や周知による会員の増加に努めるとともに、自治会等が行う要支援者の把握活動に協力する。 ・施設等の有する機能や人的資源を活かし、地域のネットワークづくりに協力する。
社会福祉協議会	・地域の実情や課題に応じた小地域福祉活動を支援し、活動の充実と普及を図る。 ・各地区における小地域福祉活動の活性化を促すため、行政との連携のもとに先進的な取組を支援するとともに、その成果の紹介・普及を図る。

活動主体	取組への提言
行政	・地域協働・地域自治システムと連携した地域福祉の推進を図る観点から、地域や福祉関係者の代表で構成される「（仮称）地域福祉推進協議会」を設置し、自治会等を単位とした福祉活動の手法やガイドライン等の作成を行う。 ・民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員への各種研修に演習形式等による実践的なプログラムを取り入れたり、活動の手引きを作成するなど、民生委員・児童委員等におけるニーズ把握活動を支援する。 ・地域自治協議会の活動や自治会（区）の加入促進等により、地域コミュニティの醸成を図る。 ・福祉団体、NPOなど、各種団体の活動を支援するとともに、団体相互の交流を推進するなど、活動の活性化を図る。 ・ファミリー・サポート・センター事業の立ち上げに向け、地域住民同士の子育て支援体制を構築する。

（２）ボランティア活動の推進

少子高齢社会が進展し、地域のコミュニティ機能が低下する中では、地域の課題解決に多くの市民がボランティアとして、積極的に関わっていくことが不可欠です。

本市では現在、ボランティア活動への支援は朝来市社会福祉協議会が中心となって取り組んでおり、登録ボランティア活動団体は、社会福祉協議会の生野、和田山、山東、朝来の各ボランティアステーションに約150のグループがあり、様々な活動を展開しています。（公民館活動の中で、朝来市社会福祉協議会と共同でボランティア講座を開講し、障害のある方の支援ボランティアも養成しています。）

今後でもできる限り多くの市民が、世代を超えてボランティア活動に参加することが求められ、ライフステージに応じた活動の場や機会の充実に努めていくことが必要です。

また、これまでボランティア活動は福祉分野が中心でしたが、今後は、まちづくりや地域づくりという観点から、防犯、防災、環境、教育等の幅広い分野のボランティアを育成していくことも重要となっています。

これらを踏まえ、『ボランティア活動の推進』のために、次のような取組を実施していきます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
ボランティア活動の活性化	・ボランティアの育成・確保やボランティアセンターの機能強化に努めるとともに、ボランティア活動への支援を充実し、活動の活性化を図る。 ・広報啓発や情報発信を積極的に推進し、ボランティア活動への参加促進を図ります。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民や家庭	・ボランティア活動への理解を深めるとともに、ボランティアの体験実習や養成講座に参加する。 ・仲間同士で気軽にできる範囲の活動を実践する。 ・ボランティアセンターを積極的に活用し、支援者や協力者として登録する。
地域	・地域行事でのボランティアの活用を図り、地域におけるボランティア活動につなげる。 ・男性や若年層など、ボランティア活動に関心の薄いといわれる人々に、活動への参加や協力を働きかける。
関係機関や団体等	・行事や団体活動におけるボランティアとの連携を強化する。 ・ボランティア団体同士の連携を強化し、合同での活動や新たなグループの結成、情報発信など、活動の幅を広げる。

活動主体	取組への提言
社会福祉協議会	・広報やホームページ、ケーブルテレビ等を活用した活動の紹介など、市民のボランティアに関する理解と参加促進のための情報発信を強化する。 ・関係機関との連携のもと、教育・環境・防災・健康づくりなど、幅広い分野の人材を養成するボランティアの育成プログラムを整備するとともに、体験実習やリーダー養成を強化する。 ・夏休み等のサマーボランティア体験教室の実施など、児童・生徒のボランティアの育成に引き続き取り組むとともに、学校や地域との連携を強化し、児童・生徒による地域活動の活発化や新しい活動の開発に取り組む。 ・ボランティア活動をしたい人を、支援が必要な人にスムーズにつなぐため、ボランティアセンターにおける相談窓口やコーディネート機能の強化を図る。

活動主体	取組への提言
行政	・広報等を活用して市民のボランティアへの関心を高める。 ・社会福祉協議会との連携による様々な行事や事業へのボランティアの活用を図る。 ・ボランティアやNPOが積極的に活動できる環境整備を推進するとともに、活動支援の充実を図る。

（３）各種団体等の活動支援

地域では、自治会（区）、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員、当事者組織、ボランティアなど、様々な人や団体が活動しています。

しかし、個人情報保護により、活動に必要な情報を行政から入手困難となったり、会員の高齢化や固定化、新規入会者の減少等により、団体によっては十分な活動ができていない状況もみられます。

関係団体意向調査等においても、活動を行う上で困っていることとして、「近所づきあいの希薄化から住民の情報が入りにくい」、「会員数が減少し、活動に支障をきたしている」、「活動への参加者が高齢化、固定化している」といった意見がみられました。

各種団体等は、地域福祉の重要な担い手であるばかりでなく、地域の防災・防犯面など、まちづくりにおいてはなくてはならない存在であり、活動の継続と活性化を推進していくことが求められます。

また、地域の課題を解決するためには、行政や諸団体との協働が欠かせないことから、各団体の相互連携を図り、情報共有を密にしていくことが重要です。

これらを踏まえ、『地域や各種団体等の活動支援』のために、次のような取組を実施していきます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
推進体制	・地域自治協議会やボランティアグループ、NPO等の育成を行うとともに、これらの団体が相互に連携を図り、市民のニーズに対応したきめ細やかで多様なサービスが提供されるよう支援を行う。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民や家庭	・自治会や各種団体への理解を深め、参加する。 ・地域の自治会（区）長や民生委員・児童委員等を把握しておく。
地域	・自治会活動をホームページ等で紹介するなど、積極的な情報発信を行い、地域住民への理解促進を行うとともに、参加への呼びかけを行う。 ・参加しやすい日時や体制、魅力ある活動内容等により、自主防災組織や子ども会、婦人会、老人クラブなど、地域組織への加入促進を図る。 ・地域組織の役員の高齢化や固定化に対応するため、新たな活動リーダーや担い手となる人材の掘り起こしを図る。 ・福祉関係機関や団体との交流を深め、ネットワークを構築する。
関係機関や団体等	・活動内容の充実や情報発信による会員の増加に努めるとともに、社会福祉協議会等が実施する研修に参加する。 ・他団体や地域との交流を深め、ネットワークを構築する。 ・団体の活動内容や組織のあり方を工夫するなど、新たな発想を取り入れた魅力ある団体づくりと運営に努める。
社会福祉協議会	・ボランティアや小地域福祉活動の実践グループなど、地域で活動している組織と各種団体等の連絡調整を行うコーディネート機能を充実する。 ・NPO、ボランティアによる多文化共生の取組を支援する。

活動主体	取組への提言
行政	・広報やホームページ、窓口等で自治会や各種団体の広報・啓発を行い、市民の理解を求めるとともに、参加促進を図る。 ・自治会の活動方針についての相談や情報提供等の支援充実を図る。 ・社会福祉協議会との連携のもと、各種団体等との連絡会議や懇談会等を開催し、団体相互の交流を促進する。 ・NPOの育成と活動支援のため、NPO法人化への支援やNPOに関する情報提供や研修など、活動を支援する組織の設置を検討し、活動基盤の充実を図る。 ・同様の活動をしているグループや組織相互の連携を図り、ネットワークを構築するとともに、きめ細やかな支援等により、活動の活性化を図る。

（４）交流活動の推進

地域には子どもから高齢者、障害のある人など、様々な人が暮らしています。温かな人間関係や共に生き、ともに支え合う心豊かな地域社会を築いていくためには、世代を超えた多様な交流を深め、相互に理解し合える関係を構築していく必要があります。

本市には、寺内さんざか踊りや立脇・羽瀬獅子舞、宮神楽等の郷土芸能が継承されているほか、市内各地で春祭りや秋祭りが催されており、こうした地域の郷土芸能や祭りの継承を通して多世代の交流が行われています。

また、グラウンド・ゴルフ大会やソフトボール大会など、各種のスポーツ大会も交流を深める良い機会となっています。

さらに、各地域自治協議会においては、「ふれあい喫茶」や「三世代のつどい」、「ふれあい盆踊り」など、地域独自の交流イベントを企画・開催し、住民同士の交流を深めています。

今後も、市民の力を結集したまちづくりの観点から、市民相互の交流を活発化し、市民の一体感を一層醸成していく必要があり、『交流活動の推進』のために、次のような取組を実施していきます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
市民相互の交流と相互理解を深める	・地域における子どもから高齢者までの交流と相互理解を深める機会の充実・拡大を推進し、市民の一体感の醸成に努める。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民や家庭	・地域に継承されている郷土芸能や祭り、自治会イベントなど、様々な活動に参加する。 ・地域の防災・防犯活動や美化活動等に積極的に参加して、住民同士の交流を深める。
地域	・地域の郷土芸能や祭り等の保存・継承に努める。 ・地域自治協議会や自治会における行事、イベント等の充実を図り、住民同士の交流活動を活発化する。 ・地域行事への要援護高齢者、障害のある人の参加促進や、地域の高齢者と子どもたちとのふれあいを推進する。
関係機関や団体等	・当事者組織による地域や他分野の人たちとの交流を活発化する。 ・地域の祭りや自治会行事等に積極的に参加し、地域住民と交流を深める。
社会福祉協議会	・障害のある人等を支援する傾聴ボランティアの養成など、交流活動を支援する人材の養成を図る。 ・地域や各種団体の行事を魅力あるものにするために、企画力向上に向けた講座の開設や先駆的取組事例の紹介等の情報提供を行う。

活動主体	取組への提言
行政	・学校等における世代間交流を継続して実施する。 ・自治会行事等への高齢者、障害のある人等の参加を促進する。 ・市民の交流活動を一層推進するため、障害の有無や年齢等に関わらず、全ての住民が参加できる魅力ある行事やイベント等を実施する。 ・学校施設の開放や空教室の活用、福祉施設の活用、集会施設の整備等により、交流の場を提供する。 ・広報やホームページ等で交流機会についての情報提供を行う。

（５）制度のはざまにいる人への支援

地域の中には、介護保険制度や障害者自立支援法等の制度のはざまにいる人たちが、福祉サービスの対象とならない人たち、何らかの援助を必要とする人たちが存在しており、そうした人たちの抱える課題やニーズを受け止め、対応していく必要があります。

特に、近年は、児童・高齢者・障害のある人等の虐待や引きこもり、ニート、自殺、孤独死等が社会問題化しています。

本市においても、健康問題や社会的、経済的状況の悪化等によるうつ病や自殺者が増加しているほか、孤立している高齢者や友達がいない高齢者の存在等が調査により指摘されています。（「健康あさご21」より）

また、朝来市健康づくりのためのアンケート調査によると、子どもを虐待しているのではないかと思うことが「ある」と回答した母親が約12%、父親が2.9%、「どちらともいえない」と回答した母親が約19%、父親が10.1%となっています。

こうした中で、本市では、市民の児童虐待防止の意識を高め、早期発見のため「朝来市児童虐待対応マニュアル」や「高齢者虐待防止対応マニュアル」を作成し、対応しています。また、新たに「障害者虐待防止マニュアル」を作成し、子育てや虐待についての相談の窓口を周知し、子育て学習センターへでの相談や個別相談を設けるなど相談しやすい体制を整えています。

しかし、こうした制度のはざまにいる人について、行政は分野を超えた支援策を検討していくことが求められるとともに、地域の民生委員・児童委員や福祉委員、地域住民等と連携・協力し、支援を必要としている人に気づき、支援につなげていくことが必要です。

これらを踏まえ、『制度のはざまにいる人への支援』のために、次のような取組を実施していきます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
制度のはざまにいる人の早期発見・早期対応	支援が必要な人や制度のはざまにある人を早期に発見し、適切に支援するとともに、地域全体で共に支えあい、助け合う仕組みづくりを推進する。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民	- 近所で困っている人がいたら、積極的に声かけをし、必要に応じて民生委員・児童委員等に連絡する等の対応を行う。 - ひとり暮らし高齢者や子育て家庭を温かく見守り、ちょっとしたことの手伝い等を行う。
地域	- 地域ぐるみの声かけや見守り活動を推進し、要支援者の早期発見に努める。 - 支援を必要とする人の日常の困りごとに対して、地域でできることは地域ぐるみで助け合う。
関係機関や団体等	- 引きこもりになりがちなどひとり暮らし高齢者世帯等に対して、積極的に訪問活動を行う。 - 民生委員児童委員は、活動を通して、問題を抱えている人やサービスの利用に結びついていない人を発見し、市や関係機関につなげる。
社会福祉協議会	- 民生委員・児童委員や行政と連携し、制度のはざまにある人や生活課題を抱えている人の支援体制について検討する。 - 制度のはざまにある人のニーズに応えるためのサービス提供について検討する。

活動主体	取組への提言
行政	- 制度のはざままでサービスが受けられない人について、分野を越えた支援策を検討する。 - 支援が必要な人や制度のはざまにある人を早期に発見し、適切にサービスにつなぐ仕組みづくりを検討する。 - 児童や高齢者、障害のある人への虐待を防止するため、関係機関と連携して虐待の防止対策を推進する。 - 広報紙等を活用して、虐待防止や自殺防止等の啓発を推進する。 - 健康や心の相談窓口の充実を図る。 - 要介護世帯に対し、自立に向けた支援や訪問活動、相談支援等の適切な支援に努める。

4 地域福祉社会形成の基盤強化



(1) 福祉課題を話し合う場づくり

地域福祉を推進するためには、地域の福祉課題を把握し、行政と市民が情報を共有し、ともに解決していくことが必要です。地域住民自らが地域の課題を自分の課題として受け止め、課題解決を図り、助け合い、支え合いながら生活していくことが重要です。

こうした地域の課題を発見・把握するためには、身近な地域で気軽に福祉について理解を深められ、福祉課題を話し合える場や機会の創出が必要です。

本市では、福祉に関する出前講座の開設や福祉に関する資料、ビデオ等の貸し出しにより、市民の福祉に関する理解促進や意識向上に努めています。

人口減少や少子高齢化、核家族化等を背景に地域コミュニティが希薄化し、住民の連帯感や自治意識が低下しつつありますが、地域住民が主体的に関わり、福祉コミュニティを構築していくことが求められます。

このため、今後も地域において福祉課題を話し合う場や機会の充実に努めるとともに、地域住民一人ひとりが地域社会の一員としての意識を高め、助け合う地域づくりを推進していくことが必要です。

これらを踏まえ、『福祉課題を話し合う場づくり』のために、次のような取組を実施していきます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
福祉課題について話し合う場や機会の充実	・地域の福祉課題について話し合う場や機会の充実を図り、地域住民一人ひとりが地域における生活課題を自らの課題として認識し、地域活動に主体的に参加するまちづくりを推進する。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民や家庭	・家庭で福祉について話し合う機会を設ける。 ・自治会（区）による福祉について話し合う場や社会福祉協議会が開催する福祉懇談会、行政の出前講座に参加する。
地域	・地域住民や関係団体等との連携のもと、自治会において福祉課題を話し合う場を設ける。
関係機関や団体等	・自治会が開催する福祉課題を話し合う場に参加する。 ・福祉課題を話し合う場において、情報提供等の支援を行う。
社会福祉協議会	・小地域での福祉懇談会等を開催する。 ・自治会における福祉について話し合う場を支援するために、福祉に関する資料やビデオ、DVD等の貸し出しを実施する。 ・地域支え合いマップづくりを通しての地域福祉課題の洗い出しをする。 ・地域ミニデイ活動の充実と実施個所の拡大をする。

活動主体	取組への提言
行政	・出前講座の実施や社会福祉協議会の福祉懇談会等に参画し、情報提供、地域における福祉課題の把握、市民との対話に努める。 ・自治会が開催する福祉課題を話し合う場への情報提供等の支援を行う。 ・福祉に関する出前講座の開催拡充と市民への参加を呼びかける。

（２）公共施設の有効利用・充実

地域住民が主体的に地域福祉活動を行うためには、誰でも気軽に活用でき、話し合いや交流等ができる拠点が必要です。

市内には、福祉関係施設をはじめ、教育や文化、スポーツ、コミュニティなど、様々な分野の公共施設があり、こうした施設を福祉活動拠点として有効利用を図るとともに、空き教室や空き店舗、空き家等も効果的に利用することが求められます。

今後は、地域の身近な地域福祉活動やコミュニティ活動の拠点として、既存公共施設や空き店舗、空き家等を気軽に利用できるような環境づくりを進めていく必要があります。

これらを踏まえ、『公共施設の有効活用・充実』のために、次のような取組を実施していきます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
市民活動支援の場や機能を充実する	・市民活動や情報交流の拠点となる場の確保を図るとともに、それら施設の利便性を高めるよう努める。 ・既存公共施設の多目的利用を検討する。

活動主体	取組への提言
既存施設等の充実	・既存公共施設の有効活用を考慮しながら、公民館の機能整備とネットワーク体制を充実する。 ・図書館と公民館図書室のネットワーク化（生野公民館接続済）をさらに進めるとともに、移動図書館の実施、学校図書室との連携など、図書サービス体制を充実する。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民や家庭	・公共施設を積極的に利用する。
地域	・地域で管理する施設の有効活用を図る。 ・公共施設を積極的に利用する。 ・地域の既存施設の安全性確保と適正な管理・運営に努める。
関係機関や団体等	・公共施設を積極的に利用する。
社会福祉協議会	・公共施設を積極的に利用する。 ・誰でも気軽に立ち寄り、お茶を飲むことを通じて、人と人が交流できる「とまり木サロン」のような場所の活用を呼びかけ、支援していく。

活動主体	取組への提言
行政	・広報やホームページ等における施設に関する提供情報の強化とともに、利用予約の方法を充実し、市民の利用を促進する。 ・バリアフリー化、市民や地域のニーズを踏まえた施設機能の充実とともに、関係機関の連携による施設間における役割等の調整を行い、既存施設の有効活用を図る。 ・サロン活動のように、誰もが気軽に交流し、支え合い活動を行う交流拠点づくりに努める。 ・地域の公共施設が地域福祉活動の拠点として気軽に利用できるよう、利用要件の緩和や利用時間の拡大等を検討する。 ・利用されていない施設や教室等の用途転用を検討する。 ・広く市民に対し、活動拠点の情報提供を行う。

（３）地域医療体制の充実

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、医療体制が充実していることが必要です。

また、市民一人ひとりが健康で、いつまでもいきいきと暮らすことは、地域全体にとっても活力の向上につながるものです。

現在、本市には医療機関として公立の和田山・梁瀬の2医療センターと、民間の病院1施設及び一般診療所27施設、歯科診療所16施設があります。

しかし、市内公立病院の医師不足や診療科目の減少、地域的な開業医の偏在など、本市の医療供給体制は大きな課題を抱えています。

朝来市健康づくりのためのアンケート調査によると、市民の疾病予防や健康増進等のために行政が行うべきことは、「病院等医療体制の充実」が約55%を占め最も多くなっており、平日医療の満足度についても、「やや満足」と「やや不満」を合わせた割合が約54%を占めるなど、医療に関する満足度は低い結果となっています。

このため、公立病院、民間病院、一般診療所との連携による包括的な地域医療体制の構築が必要となっています。

また、地域医療体制の充実とともに、市民の健康意識の高揚と健康づくりを推進していくことも重要であり、特に地域ぐるみの健康づくりや介護予防活動を推進し、市民の誰もが健康でいきいきと暮らせる地域づくりに取り組む必要があります。

これらを踏まえ、『地域医療体制の充実』のために、次のような取組を実施していきます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
包括的な地域医療体制の構築	・地域の中核病院や県関係機関等と連携を図りながら、高度救急医療体制の充実など、安心して医療を受けられる体制づくりを推進する。
市民の健康づくりの推進	・健康づくりに対する市民の意識啓発を図るとともに、市民の主体的な健康づくりを推進する。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民や家庭	・かかりつけ医を持つことの重要性の認識や医療機関を適正に利用する。 ・地域の健康づくり活動に積極的に参加し、日常生活において自分でできる健康づくりに取り組む。 ・あさGO体操やいきいき体操等を生活の中に取り入れる。
地域	・地域ぐるみの健康づくりや介護予防活動を推進する。
関係機関や団体等	・病診連携の充実を図る。
社会福祉協議会	・市民の健康づくりや介護予防につながる活動を推進する。

活動主体	取組への提言
行政	・大学病院や県関係機関等との連携や医師の確保等により、安心できる医療体制を構築する。 ・救急医療体制の充実に努める。 ・市民の健康意識の高揚を図るとともに、健康づくり活動への積極的な参加を促す。 ・市民が主体的に健康づくりを実践できる体制づくりを推進する。

（４）保健・医療・介護・福祉の連携強化

介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等の関係機関の連携を強化し、安心して暮らしていけるまちづくりに向け、保健・医療・福祉サービスの連携強化による効率的な提供体制づくりに努めます。

このため、医療機関による医療情報の提供、介護保険事業サービス・障害福祉サービスに加えて地域の福祉活動と連携した情報の提供の仕組みづくりにより、連続した生活支援環境の創出に努めます。

特に、高齢世帯や一人暮らし高齢者、障害のある人などの孤立感を防止し、地域との関わりを深めていくために、地域住民相互が支え合う見守り体制を充実するなど、住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境整備に向け、保健・医療・介護・福祉の連携強化に努めます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
緊急時の医療体制の確保	・南但広域行政事務組合や医師会など関係団体等との連携により、南但休日診療所の円滑な運営に努める。 ・救急告示医療機関である市内公立病院の機能強化のほか、三次救急医療を担う兵庫県但馬救急センター（公立豊岡病院併設）などの救急機能の充実と連携を図り、市民の生命に直結する救急医療体制を強化する。
自立支援医療助成の実施	・障害者自立支援法に基づく自立支援医療として、医療費の適切な助成に努める。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民や家庭	・市民を対象とした認知症の予防、早期発見・早期対応等についての講演会・講習会の開催、パンフレットの作成等の普及啓発事業に取組、認知症に対する理解の促進を図りサポーターの養成を計画的に実施する。
地域	・成年後見制度や地域自立支援事業を活用するメリットについて、市民や各種団体・機関等に広く周知する。 ・人権に十分配慮したうえで、認知症は早期発見に向けた見守り活動に取り組む。
関係機関や団体等	・民生委員・児童委員等への情報提供、研修、情報交換等の充実による活動を支援する。 ・市社会福祉協議会、市教育委員会をはじめとする各関係機関に関連のある団体・組織のネットワークづくりに向けた協議を実施する。 ・既存施設の活用による地域福祉活動の拠点づくりを進める。 ・市社会福祉協議会をはじめとする福祉関係機関におけるネットワークづくりと住民組織の活動支援を強化する。
社会福祉協議会	・社会福祉協議会が担う活動、情報、支援などを幅広い視点から、見直し、保健・医療・介護・福祉の連携強化に向けた情報一元化などの対応に取り組む。

活動主体	取組への提言
	・「地域福祉プラットフォーム」という新しい協働スタイルを呼びかける。

活動主体	取組への提言
行政	・病院、かかりつけ医、介護・障害福祉サービス、地域福祉活動の連携を目指し、入院→退院→かかりつけ医→介護・障害福祉サービスといった連続した支援体制に加えて、地域の福祉活動を加えた連携システムの構築を図る。 ・災害時要援護者対策など自主防災組織や地域福祉活動団体との連携を図るための情報共有体制の整備を進める。

（５）（仮称）地域福祉推進協議会との連携強化・支援

現在市の中心的な役割を担う朝来市社会福祉協議会は、山東地域にある本所と各地域の支所で構成され、介護保険制度、障害者自立支援制度におけるサービス提供事業者としての事業とともに、365 日対応配食サービス、ボランティア市民活動センターの運営など、様々な地域福祉に関する活動を実施しています。

また、朝来市には市民による多くのボランティア組織があり、公的なサービスとともに、高齢者や家族を支援する活動として重要な役割を果たしています。

高齢者やその家族を支える多様な主体による福祉活動は、地域福祉の推進の観点からも重要なものと考えられ、実践するグループや組織化に対する支援が求められています。

こうした中で、市社会福祉協議会では、社協だより、ボランティアだより、ホームページを媒体として、活動案内、参加募集、講座情報等を提供し、ボランティアの育成に関する事業を行っています。

また、ボランティア団体間の連携やボランティア活動全般の活発化に向けた協議の場としてボランティア市民活動センター運営委員会も組織されており、こうした環境を活かし、（仮称）地域福祉推進協議会の設立を検討し、関係機関、各種活動団体、行政との連携強化により、「地域福祉プラットフォーム」構想を進め、福祉活動の支援体制を整備していく。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
ボランティア活動の推進	・市社会福祉協議会におけるボランティア活動内容や参加方法に関する情報提供の充実を図る。 ・市の広報、ホームページ等をはじめとする多様な媒体による広報活動を継続して実施する。
（仮称）地域福祉推進協議会	・ボランティアコーディネート機能及び相談窓口を設置する。 ・ボランティア活動に関する情報提供を行う。 ・地域におけるボランティア活動を支援するボランティアアドバイザーの養成に努める。

活動主体	取組への提言
	・就業者におけるボランティア休暇やリフレッシュ休暇等の取得促進に向けた広報・啓発活動を行う。 ・企業等も地域を構成する一員として、地域活動への参加・協力や社員によるボランティア活動参加への理解や支援を行う。 ・地域福祉のラウンドテーブルを多く開催し、地域福祉の基盤連携に努める。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民や家庭	・住民が主体的に、各種地域福祉活動団体の参加を得て、横断的な地域福祉活動体制の要となる機構設立に努める。
地域	・地域福祉活動を実践するグループや組織化に対する支援 ・福祉関係機関におけるネットワークづくりと住民組織の活動を展開する。
関係機関や団体等	・社会福祉協議会の役割と活動内容に留意し、住民主体の組織づくりを進める。
社会福祉協議会	・（仮称）地域福祉推進協議会の設立に向け、指導・応援体制を検討する。

活動主体	取組への提言
行政	・既存の公共施設の活用による地域における福祉活動の拠点づくりに加えて、（仮称）地域福祉推進協議会の活動拠点整備を支援する。

5 安心して暮らせる地域づくり



(1) 外出・移動支援の充実

子どもから高齢者、障害のある人など、誰もが安全かつ円滑に移動でき、また、活動の場を広げ、自由な社会参加を活発化するためには、道路や交通安全施設の充実とともに、利用しやすい移動手段を確保することが重要です。

本市では、平成19年よりコミュニティバス「アコバス」を路線バスの補完的な役割とともに、高齢者等の買物や通院など、日常生活に必要な生活交通手段として運行してきました。

また、高齢者等優待乗車カード「あこか」の販売や路線バスとアコバスのダイヤ調整など、バスの利用促進に向けた取組を推進してきました。

一方、道路のバリアフリー化や公共交通の利便性向上とともに、外出・移動支援の充実も必要となっています。

本市では、高齢者や障害のある人が快適に通院できるよう、福祉車両を利用した外出支援サービス事業を実施しており、利用者は年々増加しています。

高齢化社会が進む中で、自分で移動手段を持たない市民の生活交通手段の維持・確保が重要となってきたことから、今後も「アコバス」の運行を継続するとともに、市民ニーズを把握しながら、利用しやすい地域の生活交通を目指していく必要があります。

また、外出支援サービス等の充実や、誰もが安全・快適に通行できる道路交通環境の創出にも努めていく必要があります。

これらを踏まえ、『外出・移動支援の充実』のために、次のような取組を実施していきます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
安心して移動や外出ができる環境づくり	・幅員の狭い箇所の拡幅や危険箇所の解消、段差の解消、交通安全施設の整備を進める。 ・路線バスの維持、改善や「アコバス」の利便性の向上など、地域の生活交通の確保に努める。 ・移動支援事業や外出支援サービス事業の充実を図り、高齢者や障害のある人の外出支援を推進する。 ・障害のある人の社会参加を推進する。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民や家庭	・街角で子どもや高齢者、障害のある人等に必要に応じて支援したり、自動車の安全運転に心がける。 ・移動支援ボランティアや関係機関・団体等が実施する交通安全教室等に参加する。 ・コミュニティバスを有効に利用する。 ・違法・迷惑となる駐車・駐輪をしない。
地域	・地域内で道路の危険箇所や不便な施設など、介助等支援が必要な場所の把握・点検を行い、地域で可能な改善に取り組む。 ・関係機関や団体等が実施する交通安全教室等の開催に協力する。 ・地域ぐるみでの道路の清掃や放置自転車等の通行障害物の排除に努め、歩きやすい歩行環境を創出する。
関係機関や団体等	・交通安全教室の開催等による交通安全に関する周知に努める。
社会福祉協議会	・外出支援ボランティアの育成や移動・外出支援に係る事業の充実を図る。 ・交通の危険な所や不便な点、介助等支援が必要な場所などを把握・点検する地域の活動について、広報やホームページで調査結果の広報、関係機関等への提言活動などの支援を行う。 ・「あさごふくしマップ」（公共施設版）の継続発行や道路版の策定について検討する。

活動主体	取組への提言
行政	・カーブミラー、ガードレール、視覚障害者誘導ブロック、視覚障害者用付加装置付信号機の設置など、交通安全施設の整備充実を図る。 ・鉄道駅舎のバリアフリー化やバス停留所の改良、低床バスの導入促進など、関係機関との連携による公共交通機関を利用しやすい環境づくりを推進する。 ・バスについては、評価基準に基づいて評価を行い、効率的、効果的な運行形態に向けた見直しを定期的に行う。 ・地域住民、交通事業者等の関係者が協力し、地域主体の自主運行等を含めて、地域ぐるみで生活交通を守る方策を検討する。 ・引き続き高齢者等優待乗車カード「あこか」の販売を行う。 ・外出支援サービス事業の利用対象範囲の拡充を検討し、より利用しやすいサービスの提供に努める。 ・障害のある人の社会参加を推進するため、タクシーを利用した外出支援の方法を検討する。

（２）災害時や緊急時の支援体制の充実 （災害時要援護者支援体制の強化）

地震や火災、風水害等の災害発生時においては、高齢者や障害のある人等の災害時要援護者はスムーズな対応が難しく、また、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制について、地域ぐるみで取り組んでいくことが重要な課題となっています。

近年、わが国においては、震災や集中豪雨等の大規模災害が頻発しており、本市においても、平成16年10月の台風23号、平成21年8月の台風9号によって大きな被害を受け、特に土砂災害や円山川の氾濫によって尊い命が失われました。

また、近年の大規模災害による犠牲者の多くが高齢者であるなど、災害時要援護者と呼ばれる人の被害が目立っていることから、防災対策における災害時要援護者の対策が大きな課題とされています。

さらに、高齢化と過疎化の進行により、地域コミュニティが低下している現状も踏まえ、地域における自助、共助を再生するための取組が必要とされています。

これらのことから、本市では「災害時要援護者登録制度」を設立し、市と地域において要援護者の情報を共有することで、災害発生時の迅速な安否確認や避難支援が行える支援体制を整備しています。（なお、市内の福祉施設との協定により、災害発生時の福祉避難所としての運用体制を整備しています。）

また、自主防災組織や防災委員の設置のほか、地域自治協議会において、地域の安全・安心の確保を目標に、防災や減災活動の取組が行われています。

今後も災害時要援護者支援体制の一層の強化に努めるとともに、地域住民一人ひとりが防災の重要性を認識し、災害に対する日頃の備えを行うとともに、災害時に助け合う地域づくりを推進していく必要があります。

これらを踏まえ、『災害時や緊急時の支援体制の充実（災害時要援護者支援体制の強化）』のために、次のような取組を実施していきます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
地域の自主防災体制の強化	- 市民の防災に関する意識を高め、必要な知識を身につけるため、ホームページの防災情報や「避難マニュアル」等により、市民への啓発や情報提供を充実する。 - 自主防災組織や地域自治協議会における自主防災活動の育成強化と地域防災力向上に向けた取組を推進し、自主防災体制の強化を図る。
災害時要援護者支援体制の構築	自治会（区）や自主防災組織、地域自治協議会が主体となり、地域の民生委員・児童委員等の福祉関係者と相互に連携し、地域の災害時要援護者を支援する体制を構築する。
緊急時の情報体制の強化	ケーブルテレビ等を活用して市民に対し災害情報の提供を行う一方で、市民からの被害状況の情報収集を行うなど、災害発生時における双方向型の情報伝達の強化や情報弱者への情報伝達方法の整備に向けた取組を進める。

活動主体	取組への提言
避難路・避難場所の周知徹底	・安全な避難路・避難場所の確保と市民への周知徹底に努める。
救急医療体制の強化	・公立病院の機能強化や近隣の医療機関等との連携による市民の生命に直結する救急医療体制を強化する。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民や家庭	・地域が行う防災訓練や災害ボランティアに参加する。 ・災害時要援護者の把握への理解を深め、協力する。 ・災害時の避難路・避難場所を確認しておく。 ・防災に対する関心を高め、応急手当や初期消火等の講習に積極的に参加する。 ・災害時の非常持ち出し品の準備をしておく。
地域	・消防団、自主防災組織、自治会（区）、地域自治協議会、福祉関係者、地域住民等による連携体制を強化する。 ・地域における災害非常訓練等の充実を図るとともに、災害時要援護者を含めた福祉マップを作成する。 ・地域の一人暮らし高齢者や障害のある人等に対し、「災害時要援護者登録台帳」への登録を促す。 ・自治会（区）長や民生委員・児童委員は、地域内で災害時要援護者の情報を共有しておく。 ・地域における避難訓練の実施に努める。 ・災害情報等の地域における伝達体制の整備を図る。
関係機関や団体等	・地域における自主防災活動へ参加するとともに、会員同士の連携体制を確保する。 ・福祉施設等は災害時の緊急入所体制の確保に努める。 ・福祉施設等における避難マニュアル等を作成し、万全な避難誘導体制を構築しておく。
社会福祉協議会	・災害救援マニュアルの見直しを図ると共に、災害ボランティアの育成・確保に努め、併せて災害時における近隣の社会福祉協議会との連携体制を確保する。 ・災害時におけるボランティア等の活動マニュアルを作成する。

活動主体	取組への提言
行政	・市のホームページの防災情報や「避難マニュアル」等を活用し、広く市民に自主防災の重要性を周知する。 ・自主防災組織の活動を支援するとともに、防災委員の育成及び指導を推進する。 ・消防団、自主防災組織、自治会（区）、地域自治協議会、福祉関係者、地域住民等の協力による災害時要援護者への支援体制づくりを推進する。 ・ケーブルテレビ等の活用をはじめ、ファクシミリ、携帯電話、ボランティアとの連携など、多様な情報伝達方法を整備する。 ・災害時要援護者の把握を行うとともに福祉施設との連携・協力により、災害時要援護者に福祉避難所を確保する。 ・保健・福祉・医療関係者との連携のもと、災害時における高齢者や障害のある人の避難生活に備えて、避難場所への医療関係者や介護スタッフの派遣など、避難後のケアに関するマンパワーを確保する。
行政及び医療機関等	・救急告示医療機関である市内公立病院（和田山医療センターのみで、梁瀬医療センターは該当せず）の機能強化のほか、三次救急医療を担う兵庫県但馬救急センター（公立豊岡病院併設）等の救急機能の充実と連携を図る。

（３）防犯活動の推進

青少年を取り巻く環境の悪化や地域における近隣意識の希薄化など、様々な社会の悪循環を背景に犯罪の多発や凶悪化が全国的な社会問題になっています。

また近年は、日中在宅している高齢者をねらった詐欺や悪質商法、子どもをねらった犯罪が増えてきています。

本市では、犯罪のない安全で安心な地域社会を実現するため、防犯協会等と連携を図り、防犯に関する各種啓発活動を行っています。

また、地域自治協議会における通学・下校時の見守り活動や地域と連携した学校の不審者対策等にも取り組んでいます。

今後も、行政、警察、地域が一体となって防犯活動を推進していくとともに、地域における自主的な防犯グループの育成や子ども・高齢者等の見守り、声かけ運動のより一層の充実など、地域ぐるみで犯罪の起こりにくい環境づくりに取り組む必要があります。

これらを踏まえ、『防犯活動の推進』のために、次のような取組を実施していきます。

《推進方向》

活動主体	取組への提言
地域による防犯活動の推進	・防犯に関する情報提供や啓発を強化するとともに、地域における自主的な防犯グループの育成や子ども・高齢者等の見守り、声かけ等を行う地域ぐるみ防犯運動を推進する。

《推進に向けた役割分担》

活動主体	取組への提言
市民や家庭	・家庭で防犯についての話し合いを行う。 ・声かけ運動や地域における防犯パトロール活動に参加する。 ・日頃から近隣同士のあいさつや声かけを行う。
地域	・地域住民・自治会（区）・地域自治協議会・関係団体・学校・警察等が連携した防犯パトロール活動を実施する。 ・隣近所の見守りや小地域における福祉活動を推進する。 ・地域ぐるみで、一人暮らし高齢者の見守りを行う。 ・防犯につながる情報を警察署等から収集し、地域で情報の共有化を図る。
関係機関や団体等	・地域における防犯パトロール活動に協力する。 ・自治会（区）や地域自治協議会、老人クラブ等は、振り込め詐欺の防止に関する啓発に取り組む。
社会福祉協議会	・振り込め詐欺や悪徳商法の被害防止に向け、ホームページ等を活用し、情報提供の発信に努める。

活動主体	取組への提言
行政	・市の広報やイベント等による防犯意識の高揚に向けた啓発を図る。 ・防犯灯の設置への支援等により、犯罪が発生しにくい地域環境の整備を促進する。 ・地域自治協議会や各地区の防犯グループ、子育て家庭応援推進員等の自主的な防犯グループの育成強化を図り、子どもたちの見守り活動等の地域防犯活動を支援する。 ・悪質商法等の被害に遭いやすい高齢者等を対象に、警察の協力による防犯教室を実施する。 ・子どもたちの登下校時等の安全確保のため、青色防犯パトロール車両による巡回を実施する。 ・防犯に配慮した公園、道路の維持管理や空き地の適正な維持管理など、犯罪の発生しにくい環境づくりを推進する。 ・携帯電話やインターネットを使用した悪質な犯罪に対処する講習会等を支援する。

≪第5章≫ 計画の推進体制

1. 各種団体・行政の地域福祉への積極的な参加

本計画は、地域住民の「気持ち」を「繋ぐ（つなぐ）」精神的な支柱となる地域福祉活動を目指し、第1期計画で掲げた『安心していきいきと暮らすことができるまち』の実現を目指して、市民と行政、民間の福祉サービス事業者等が協働で取り組むべきものです。

私たち市民一人ひとりが地域のことに関心をもち、地域福祉の活動に積極的に参加していくことはもちろんですが、計画の策定に参加した団体をはじめ、地域で活動している各種団体、そして行政が、計画の中に盛り込まれた「各施策の実践方向」及び「活動に向けた役割分担」を踏まえて、地域福祉活動を積極的に実践していくことが求められます。



2. 地域福祉の推進・調整役

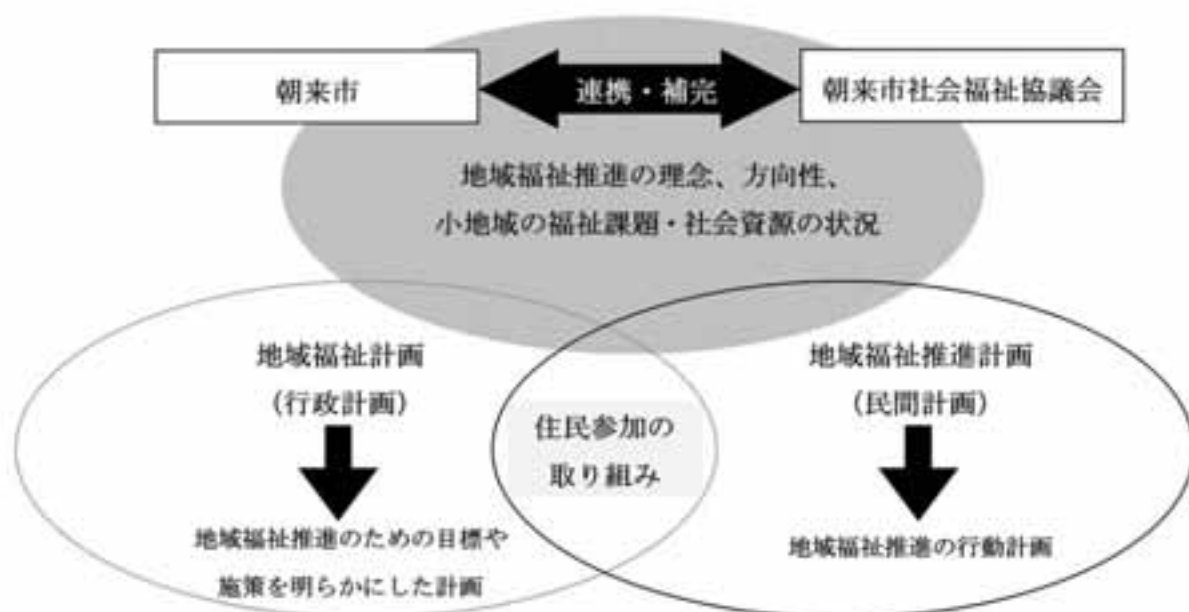
(1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、本計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられています。

朝来市社会福祉協議会は、地域の様々な団体で構成され、従来から地域住民を主体とした住民参加により、福祉のまちづくり活動を推進するとともに、行政からの公的な福祉事業を積極的に受託するなど、公共性の高い民間の非営利組織として活動してきた実績があります。

また、平成23年度～27年度までの5年間の地域福祉ビジョンである『朝来市地域福祉推進計画』を策定し、“「地域と共に歩む」福祉のまちづくり”を計画目標に、地域に密着した様々な事業を実施しています。

今後も、市と市社協が連携しながら、同じ目標に向かって本計画に基づく各施策について推進していきます。



※ 社会福祉協議会（社会福祉法第109条から抜粋）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、……（以下 省略）

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

※ 地域福祉推進計画

社会福祉協議会が策定する地域福祉の実践計画です。行政計画である「地域福祉計画」を踏まえ、社会福祉協議会が軸となる地域福祉活動について、体系的かつ年度ごとに展開方法・内容等を取りまとめるものです。

（２）行政機関

地域福祉の積極的な推進において重要な役割を担うのは、市民や関係団体等の自主的な取り組みですが、その自主性の発揮をさまざまなかたちで支援する意味で、市をはじめとする行政機関の地域福祉における推進・調整の役割が重要と考えます。

このため、関係機関や各種団体などの相互の連携・協力を図るとともに、福祉に関する相談支援や情報提供の充実などにより、市民や関係機関・団体の活動を支援していきます。

また、市が主体となって取り組むべき施策を推進するにあたっては、部門を超えた連携が必要なことから、庁内に保健福祉部門、教育部門、情報部門等から構成されるプロジェクトチームを組織し、実施項目の業務内容の検討や情報交換、進行管理に伴う施策の進捗状況の把握及び共有に努めます。

《資料》

1. 計画策定委員会

朝来市地域福祉計画策定委員会

①設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、朝来市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、朝来市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉計画に関し市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 福祉、保健、医療関係者
- (4) 公葬による市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(役員)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、互選により決定する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、第2条に規定する事務について必要な調査及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年6月16日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行後最初に開かれる委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、委員会が第2条に規定する事務を終了した日限り、その効力を失う。

②委員名簿

代表分野	氏 名	所属等	備考
学識経験者	石田 隆幸	朝来市民生委員児童委員連合会会長	委員長
地域団体の代表者	岡田 昭治郎	朝来市連合区長会副会長	副委員長
	渡辺 一雄	奥銀谷地域自治協議会会長	
	夜久 盛三郎	朝来市老人クラブ連合会会長	
	足立 春美	朝来市婦人共励会会長	
	淵本 稔	朝来市連合PTA協議会会長	
	福富 正江	ボランティアグループ 林垣いきいきサロン代表	
福祉、保健関係者	西垣 佳生	社会福祉法人 朝来市社会福祉協議会 地域福祉課長	
	久木田 憲彦	社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団 障害者支援施設 真生園施設長	
	岡田 和隆	朝来市身体障害者福祉協会会長	
公募委員	谷川 晃	市民公募委員	
関係行政機関	白石 都	兵庫県朝来健康福祉事務所 地域保健課長	
	坪井 志保美	兵庫県但馬県民局但馬長寿の郷 地域ケア課長	
	岡 和彦	朝来市福祉事務所長	

③事務局

区 分	氏 名	所 属	役職名
事務局	政次 悟	朝来市健康福祉部	部付部長
	菊地 幸雄		課長
	下村 忠幸	朝来市健康福祉部社会福祉課	副主幹
	中島 加奈子		主査

2. 策定経過

時 期	会 議 ・ 内 容
平成23年7月1日～14日	公募委員募集
平成23年8月4日	第1回朝来市地域福祉計画策定委員会 ・委員委嘱、正副委員長選出 ・地域福祉計画の説明 ・第1期朝来市地域福祉計画の説明 ・第2期朝来市地域福祉計画の目的・スケジュール ・市民意向調査及び関係団体等意向調査の説明
平成23年8月10日～31日	関係団体等意向調査の実施 ・地域福祉に係る関係団体への意向調査
平成23年8月25日～9月上旬	第1回朝来市地域福祉計画作業部会 ・第1期朝来市地域福祉計画達成状況調査の実施 (調査対象 市役所関係課・室、社会福祉協議会)
平成23年12月22日	第2回朝来市地域福祉計画策定委員会 ・第2期朝来市地域福祉計画(素案)の検討 ①地域福祉計画策定の背景と目的等の説明 ②市の現状と課題の説明 ③関係団体等意向調査結果の報告 ④第1期計画の検証報告と地域福祉推進課題の説明 ⑤第2期計画の基本方向の検討
平成24年1月中旬	第2回朝来市地域福祉計画作業部会 ・第2期朝来市地域福祉計画の地域福祉展開の調査実施 (調査対象 市役所関係課・室、社会福祉協議会)
平成24年1月31日	第3回朝来市地域福祉計画策定委員会 ・第2期朝来市地域福祉計画(素案)の検討 ①第2回策定委員会の確認事項 ②基本理念の説明 ③地域福祉の展開の検討
平成24年2月14日～3月4日	パブリックコメントの実施
平成24年3月16日	第4回朝来市地域福祉計画策定委員会 ・パブリックコメント結果の報告と素案の最終修正

3. 用語解説

P4

《NPO（民間非営利組織）》

Non Profit Organization の略称で、不特定多数を対象に営利を目的としない社会貢献活動を行う団体のこと。（平成 10 年に法人格の付与することにより活動を支援することを目的とした特定非営利活動促進法が成立）

P6

《ドメスティック・バイオレンス》

配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のこと。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅すなどの精神的暴力、交友関係の監視・制限などの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力などがある。家庭内の子どもへの親の暴力や、高齢者虐待とは分けてとらえている。

P9

《ノーマライゼーション》

「障害のある人など、社会的な制限を受ける人々を当然に包含するのが通常の社会であり、誰もががあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにしよう」という考え方のこと。

P10

《バリアフリー》

狭い意味では、障害のある人が安全かつ自由に行動できる空間や、支障がなく扱うことができる物を指すが、現在は障害のある人がノーマライゼーションに基づく社会生活や社会参加を困難にしている社会・制度・習慣・心理・物質・教育といったすべての障壁の除去といった広い意味で用いられることが多い。

P17

《身体障害者手帳》

身体障害者福祉法に基づき、視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸）、免疫機能障害のある人に交付される手帳のこと。

《療育手帳》

知的障害者（児）に対して指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために交付される手帳のこと。

《精神障害者保健福祉手帳》

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、一定の精神障害の状態にある人に交付される手帳のこと。

P41

《第三者評価》

サービス提供事業者が実施するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。

P43

《ミニデイ》

介護保険法の適用を受けない範囲で、地域のボランティアが運営するデイサービスのこと。

P44

《コーディネート》

物事を調整し、まとめること。社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアをして欲しい人をつなぐ（コーディネート）業務を実施している。

P55

《ライフステージ》

乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期など、人が生まれてから死ぬまでの各段階のこと。

P56

《ユニバーサルデザイン》

障害の有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、より多くの人を使いやすい施設、製品、環境、サービス等のデザインのこと。

P64

《ラウンドテーブル》

丸いテーブルのこと。ラウンドテーブルで行う会議は、座り順といった上下関係を見捨てることのできることから、平等に意見を述べていける場のこと。

P72

《ファミリー・サポート・センター事業》

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のこと。

P83

《自立支援医療》

心身の障害の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療のこと。（平成17年度までの精神障害者通院医療、身体障害者の更生医療、障害児の育成医療が該当）

P84

《地域福祉プラットホーム》

地域福祉の担い手である住民・関係団体・事業者・行政などが幅広く参加し、情報交換や話し合いなどを行いながら、連携を図っていく場のこと。

朝来市地域福祉計画

発行：平成 24 年 3 月

編集：朝来市 健康福祉部 社会福祉課

〒669-5292

兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

TEL：079-672-6123

FAX：079-670-2057